

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初に一括して質問し、2 回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて 60 分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

3 番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3 番、酒井右一君。

〔3 番 酒井右一君 登壇〕

○3 番（酒井右一君） 通告に基づきまして議員の一般質問を行います。

冒頭に申し上げますが、今回の質問は若干、質問は決して個人を特定したり、プライバシーに及ぶものでありませんし、ましてや公序良俗に反したり、何らかの（聴き取り不能）ではありません。あくまでも特別職公務員たる議員、善意の当事者としての質問ですので誤解ないよう、あらかじめお願いしたいと思います。

では申し上げます。

1 として、こども園開所における現時点での評価は。

今年度からこども園が開所され、ほぼ 2 ヶ月が経過しました。一つ、施設の在り方や対象の幼児の教育保育、また、業務一般について町長はどのように評価されるか。2 として、保

育から教育保育に取り組んでおられますが、現時点において良かったと思われる点は何でしょうか。3として、今後、改善しなければならない何らかの問題点は何でしょうか。現時点のことを問い合わせいたします。

2番、政策監の職の導入とは。

予算の議決権は議会にあります。この件について3月当初予算議決の際に予算が計上されていなかったと思います。年度当初の予算は、その年度の行政運営に係る全ての経費を計上されるべきであるとされるが、監の職の人件費が計上されておらないと思っております。さらには、個別の説明もなかったと記憶しております。特別委員会で審議されました。一つ、現時点での監の職に係る予算が存在しないように見えます。しかし、監の職は既に機能しております。これまでに支払われた監の職の人件費や共済費などは支払いが予算上はできないことになるのではないかと疑念を持っております。それら経費は補正予算成立後に支払われるのか。または既に支払われているとすればどのような根拠で支払われたのかお伺いいたします。2番、この監の職の号給の給料月額及び期末手当、共済費などは総額でいくらになるのか。3番、当初予算議決時において、只見町例規集に監の職の根拠がなく、例規集は自治体の存在の根拠となっているものであります。3月の28日公布となっておりますが、例規集にはないので、一生懸命探しましたが、ないという状態です。これは何故でしょうか。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、酒井右一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、こども園開所における現時点の評価について項目ごとにお答えいたします。

1点目の施設の在り方や対象の幼児の教育・保育、また、業務一般についてどのように評価されるか、についてであります。

只見町認定こども園は町内における幼児教育・保育の質の向上を目指して設置したものであり、集団での教育・保育を通じて、園児たちがより多くの友達と関わりながら、生き生きとした表情でのびのびと過ごしているとの報告を受けております。こうした姿からも、一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、たくましく生きる力を育む環境が着実に整いつつあると評価しております。業務一般につきましては、職員がこども園に集約されたことで、効率的かつ効果的な施設運営が図られております。また、園児が安心して過ごせる環境づくり、年齢

に応じた教育・保育の実践など、関係者の尽力により工夫しながら運営されているものと認識しております。

2点目の教育・保育へ取り組んだ良い点の評価についてであります。

従来の保育から教育・保育への移行により、年齢や発達段階に応じたカリキュラムが体系的に導入され、子どもたちの興味や意欲を引き出す活動が充実してきた点は大きな成果と受け止めております。さらに、新たな運営体制の下で保育教諭の連携が進み、子ども一人ひとりに対するきめ細やかな支援が行われ、保護者の皆様からも好意的な評価をいただいているところであります。

3点目の今後の課題とその改善に向けてであります。

今後の課題といたしましては、3歳未満児保育の在り方の見直しが求められていることに加え、施設の老朽化及び構造的な狭さが挙げられます。これにより、保育活動や各種行事の実施に制約が生じており、子どもたちがより自由にのびのびと過ごせる環境の整備が必要であると認識しております。

また、幼児教育と保育を一体的に行う園職員の役割への理解や業務の効率化など、内部の体制強化も重要な課題として捉えており、これらの点につきましては今後、計画的に改善を図ってまいりたいと考えております。

併せて、地域との連携強化にも努めながら、子どもたちの健やかな成長と保護者の安心につながるこども園の運営を継続してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、政策監の職の導入についてであります。

1点目の監の職に係る予算についてであります。定期人事異動などで当初予算編成時に想定されていない人件費につきましては、それぞれの科目の既定予算により執行し、例年6月会議に補正予算として計上しているところであります。

2点目の政策監の給与の総額についてであります。一般職の個別事案となりますので、具体的な金額の回答は控えさせていただきますが、只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定されている内容で支給しております。

3点目の当初予算成立時に規定が公布されなかったのはなぜかにつきましては、政策監の採用は4月1日であり関係する規則も4月1日付で施行しております。これまでも各種補助金など当初予算議決後に交付要綱等を公布し、予算を執行しておりますので、ご理解をいた

だきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 追加の質問をします。

こども園に関係するもので、答弁書の3点目ですか、ここでまあ、老朽化をしておって、なかなか施設としては使いづらいので、ザッと今後、計画的に改善を図っていくと、こういうふうにお答えになっております。大変良いことだなと思います。

について、昨今、ここ1・2年の間、その、教育と保育ということでありますので、例えば、小学校、明和地区においては令和10年では入学者ゼロだという話も聞いておりますが、まだはっきりその、町長は、この答弁書に書いてありますように、今後、計画的に改善を図っていくという中で、施設の問題を大きく取り上げられています。某委員会において、その小学校の統一をしたら良いんじゃないかというような、総論としてまとまったと聞いておりますが、小学校を、これはあの、公共施設の管理計画の中で老朽化しておるので更新すると、こう書いてあるわけですが、当然、それから7・8年経っております。現時点においては、そういった公共施設の管理計画の中で取り上げられている年数の終わりに近づいております。

さらに、小学校の統合の問題も某会議であらましが出たということで、この今後の計画的に改善を図ってまいりますというこども園について、小学校の、只見小学校として一箇所にまとめて、老朽した建物を建て直し、そして、それに併設した形で、いわゆる幼・保・小・中と一貫した効率の良い、ハード施設、建物を、この計画に中に入っておられるか確認いたします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私から答弁をさせていただきます。

ただ今お質しのありました認定こども園ですが、議員もご承知のとおり旧朝日保育所、これを今、現状の施設を一部改修をして使用している状況であります。この園の、今、活動状況につきましては町長から答弁のあったとおりなんですが、やはりその中で非常にあの、今、工夫しているというか、改善が必要だなんて特に思われるのは、やはりあの、1歳児から5歳児まで、全てを一箇所に集めたということ。これはメリットの半面、デメリットとして施設の狭さ、そして老朽化等があげられるわけですが、これについては今、その改善策の一つとして公民館を利用したりして、その狭さの解消を公民館のホール、そういったところで使用して今過ごしている、活動をしている状況であります。これまでも公民館の利用等に

についてはあったんですが、やはりそういった状況、保護者も見て、保護者からも一日も早い認定こども園の新たな施設を整備してほしいということは要望を受けてございます。

また一方で、小学校においても昨年の小学校の在り方検討懇談会の統合をする方向で検討すべきであるという方針を基に、それを基本として現在、小学校改革審議会を立ち上げまして、第1回目の審議会を開催をして、その審議会の第1回目の結論としましては、小学校を統合する方向で具体的に今後検討していこうという意見の集約になったところでございます。

ですので、その、今、小学校も統合しようという具体的な協議に入ったところでございますので、その統合の在り方、そして、議員おっしゃいました、幼・保・小・中一貫、その教育の在り方、これについてはやはりあの、専門的な知見からも様々の関係の意見をいただきながら、そして町民の方にも理解と意見をいただきながら、その在り方は検討していきたいなというふうに考えてございますので、そのうえで、その施設の在り様も見えてくるのかなというふうに思っております。

ですので、議員おっしゃったように、その小・中一貫、そういったのも視野に入れまして、施設整備のほうは検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

またあの、議員の方々ともご相談、協議をさせていただきながら進めたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今後、計画的に改善を図っていくというのは教育委員会で小学校を建てたり、保育所を、あるいは認定園建てたりするわけか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 当然あの、これは町、町立ですから、町がその施設の整備をするとはもっともなことでございます。ただ、それに建設にあたっての所管するのは教育委員会が所管しておりますので、それにあたっての今、考え方であったり、その施設の方向性、そういったものを教育委員会として協議をしておるという状況でございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 重要な点でありまして、予算の議会の提案は町長が提案される。教育長が提案されるわけではない。これはもう、おわかりでしょうが、私が聞いているのは、金もかかりますし、時間もかかります。大きな建物を考えるには、まず構想を立てて、そして、どこに建てるのか。さらには設計を書く。どの設計が良いのか。入札をする。実施設計を組

む。さらには完成までに、今、答弁のあった時点では、これから手が付くということになれば、現在の町長任期の中ではおそらく形にならないと、そう考えたので、これはお伺いしたわけで、これ、現にですよ、町長は過去、中心市街地活性化計画、この計画書、3年ばかりで2,700万の計画書作りましたが、この計画には触れずに、賑わい計画とされました。これ、長の方針ですから、それはそれで、だいぶ、何故そうするのかという質問もしましたが、結果して、駅前を中心とする、中心市街地で言えばAブロックだか、Bブロックだか、そのブロックです。ですから、その一部を切り取った話にして、尚且つ、まだ今のような状態でありますので、昨日の、なかなか大変なので監の職を導入したいというのもよく、わからないでもありません。しかしながら、始めることには始まりませんが、いずれにしても、町長任期の中で小学校の統合と、それから教育・保育の一体化した、このような施設の基本計画くらいはできないものかと問い合わせしておりますが、いかがですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私からお答えいたします。

小学校の在り方検討懇談会の報告を受けまして、その報告を尊重して、新たに小学校改革審議会を、関係予算を3月当初の議会で可決いただきまして、先般、1回目の会議の時に会長に諮問いたしました。ので、その答申は年内にいただけるものというふうに考えております。

先ほど教育長が説明したのは、その審議会の中での1回目の会議でそういった方向が示されたということを教育長として説明したということでございますので、最終的に私のところに答申をいただいて、そのうえでの判断になろうかと思えます。が、基本的には在り方検討懇談会の報告を尊重するという事は私、表明してますし、そういった、それに基づく諮問もしておりますので、そういった手続きは丁寧にしなければならないということで、そういった発言に慎重に期しているところでございます。

あとは認定こども園につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、このような内容になっておりますが、ただ、施設、使い勝手の点で課題ありますので、その改善は必要だと、当然それはリンクしてまいります。やはり、公共施設の再配置計画等々ともリンクしてきますので、やはり、そういったものを早急に、その方向性、答申書も含めて出していただいて、そのうえで総合的によく検討して、効率的な行政執行、財政運営に努めなければならないというふうに考えておりますので、議員おっしゃる主旨を踏まえて、なるべく速や

かな検討をし、方向性を出してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 速やかに検討と、これ、何さでも当てはまる言葉でして、渡部町長としては今任期、2期目で、無競争で、おめでとうございますであります、残された期間、約3年前後だというふうに考えておりますが、やはりあの、信任を得た町長ですから、やはり自分のビジョンをしっかり持って、町長任期中に着工すると。大体、在り方検討会だとか、いろいろあったでしょうけれども、私はある程度、町長の政策としてどう考えるかということにも関係がありますので、年内とおっしゃいましたか、年度内とおっしゃいましたか、その審議会の結論が出てくると。出た場合、早急にその手を付けなければならないなと思いますが、年内なり、年度内に出たとしてもまだ渡部町長の任期があるという形ではありますが、皆さん、それはダメだよという声はあまり聞きませんので、私もその、物理的に、あるいは幼・保連携、それから小・中連携、そういう中で理論的にもなかなか良いことだと思っておりますが、つまり町長の気持ちの中にはこの問題について、自分が解決していくんだという気持ちがありますかどうか。一つ申し上げますと、今、なんか修繕工事をされておるようですが、現場はあの、関係者の協力を得て大変よくやっている、こう書いてありますけれども、職員の方が便所に事欠いてるそうですよ。あるいは会議室が狭くて、食事をする場所もない。ないとは言いません。屋根の下にどこかにあるでしょう。公民館でやるとか、なんかその業務を保育所で、現時点ではなくて公民館でやるみたいな話も教育長はされましたが、本来ではない姿。こんなことを一年も、さらに二年とは言いませんが、長く続けているべきではないと私は思いますが、町長はどう考えますか。より良い環境で、幼・保、教育、小学・中学、これを連携して只見町に研修においでになられるような、そういった姿を渡部勇夫町長の時にできたと、なんていうんですか、**定礎板**に記念碑として残されるのが一番良いと考えますが、いかがですか。

さらには、履物、便所、階段。これは子どものですよ。段差も高さも違いますし、現在の建物を使っていくにはかなりの無理があるんじゃないかと、そう思いますので、渡部町長に大きな期待を寄せておるわけですので、その積極的な一端を聞かせていただきたいが、いかがですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、先ほどの３点目の、その施設の使い勝手、狭隘な部分につきましては本当にあの、改善を図っていかなければならないというふうに思っておりますし、それなるべく早くということで、とりあえずの改修・修繕工事と併せて本来的な施設の建設、それに着手しなければならないと思ってます。が、先ほど申し上げたように小学校改革審議会の小学校の問題とも関連してくるというふうに認識してますので、その答申をいただいと申し上げましたが、教育長とも打ち合わせしている中では中間報告、最終答申でなくて中間報告をいただいた段階で概ねの方向性は出てくると思いますので、それをいただいた後で、当然、並行して検討してまいります。いただいた後に議会の皆様と、こういった方針で、こうしていきたいという協議、相談の場を設けさせていただきたいなというふうに思っております。私の任期中にそういった形として見えるような、そういったところまで持っていきたいというふうに考えております。

あとはあの、詳細、この後、教育委員会のほうから少し、現在のその修繕のところ、必要であればちょっと答弁させますが。

○３番（酒井右一君） 必要でございます。

○町長（渡部勇夫君） じゃあ、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 現在のこども園の施設であります。必要な改修、昨年度、一部、保育室を改修して、開園に備えたわけですが、現実のところ、職員が使用するトイレが非常に不足しているということで、昨年、ちょっと手がまわりませんでした。それをこの春、急ぎ、トイレの、大人用のトイレを増設するというようなことで現在、改修をしているところでございます。

あとあの、これは必要最小限の改修であります。本当にまあ、必要な、先ほど議員おっしゃったように、職員がですね、休憩する場所、そして職員室のスペース、そしてあの、これ、一番大切なところなんです。保護者の相談に応じられる相談室、子育て支援のための相談室、こういった機能が不足してございます。やはり今後も、これはまあ、国の制度の中でゼロ歳児からの、誰でも通園制度、こども誰でも通園制度という制度が義務化される予定でございますが、そういったゼロ歳児の預りからも今後必要になってくる、そういった機能も十分ではございませんので、そういったこれからの保育教育、そして子育て支援に必要な機能を洗い出して、そして新たなこども園の施設整備に活かしていきたいなというふうに思

ってございますので、今後あの、具体的な計画、検討に入っていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ところでその、審議会の中間報告というのはいつになりますでしょうか。今の町長の答弁だと、考えてる方向、同じと思われるので、審議会の答申を受けて多少の動きが見えるというふうに受け取りましたが、その審議会の答申はいつでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） お答えします。

小学校の改革審議会は年内5回を予定してございまして、4回目には中間のとりまとめを行いたいなと。その4回目の時期というのは概ね8月頃を予定してございます。その中間のとりまとめを行って、方向性について町民との懇談会、地区懇談会等を計画しておりますので、それらを9月から10月にかけて町民の懇談会を実施をしていきたいなと、併せて保護者もそうなんですが。その時点では先の方向性が見えてくるのかなというふうに思いますので、そこで意見を調整させていただきまして、詰めをしまして、10月から11月には最終的なまとめをし、答申書を町長に提出するというような予定で今進んでございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ゼロ歳児というのは、乳児・幼児の類。これは只見町の保育所の管理規則にやると書いてありますから、やられて当然。問題はあの、静岡、一昨年、昨年に起こった静岡の、閉じ込められて中で熱死された子ども。あるいは大阪の枚方で起こった事件。事故は一瞬、それを改善するために施設を造るのに何年もかかって、何年もかかる、一瞬一瞬の積み上げですから、その何年もかかる間に何が起こるかわかりませんので、なんとかひとつ、我々が後悔しないように善処していただきたいと、そう思いますので、よろしくお願いします。私のこの質問の私意おわかりでしょうか。お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 酒井議員の今般の一般質問の趣旨は私、並びに教育長も同様だと思いますが、しっかりと受け止めさせていただきました。これにつきまして、速やかな今後の計画づくりと方向性を示すと同時に、そういった改善に努めてまいりたいと思いますので、引き続きのご提言のほど、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これについては、おわかりいただきましてありがとうございます。

地域振興基金、財政調整基金も、私が思うに潤沢にあるようですから、なんとかひとつ、窮屈にならないうちにやっていただきたいと、重ねてお願い申し上げます。

二つ目の監の職の問題ですが、保育園の問題も含めて、この監の問題も含めてそうなんです、ちょっと確認したいことがあります。

只見町の中期財政見通しと、それから、もう一つあの、直近の経常収支比率、これについてお伺いしたいのですが、経常収支比率というのは説明も併せてお伺いしたいんですが、あとあの、中期財政見通しの4ページに書いてある、その、何を言わんとしているのか。これを町長なり副町長に解説していただかないとわからなくなっていましたので、中期財政見通しの4ページに書いてあることについて、それについて、端的にお答え願います。直近の経常収支比率、この二つについてお伺いいたします。

説明員には聞いてないぞ。

○議長（佐藤孝義君） 副町長、目黒仁也君。

○副町長（目黒仁也君） 私から経常収支比率について若干申し上げさせていただきます。

平成26年から平成30年ぐらいまではですね、平成29年までですか、ここまでの間は70パーセント台で推移をしておりました。その後、平成30年以降、令和5年まで、増加傾向にありまして、令和5年の経常収支比率は86.2パーセントでございます。

そして、財政見通しの4ページについてのご質問であります、ここにはあの、まず一つは、小さな行政組織の構築を目指すという点で、いわゆる行政組織機構または人材の育成、職員の意識改革を目指すということになっております。二つ目として人件費の抑制ということであります。3点目については既存の事務事業の見直しということを目標に掲げておりまして、PDCAサイクルの業務をきっちり行っていくという目標値を掲げてございます。

説明に不足の場合は詳細のものは、また総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） どうも私の認識とは違うようなので、担当の説明員について、近年の、過去数年の経常収支の増え方、これを少し教えていただけませんか。

あとはまあ、中期財政見通しの中のことについては、概ねそんなようなことだと理解して、私も議員としてそれに向けて議員の立場で執行部に協力をしていきたいと、そう思っており

ます。

経常収支について、もう一度。

○議長（佐藤孝義君） 総務課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 経常収支比率についてのご質問でございます。

今ほどあの、副町長答弁されたとおりにというふうに私も認識しておりますが、平成26年から平成29年までは75パーセントから78パーセントというところです。で、平成30年に80パーセントを超えまして、最終的に平成5年につきましては、失礼しました、令和5年につきましては86.2パーセントというところが最新の数字になってございます。この数字についても中期財政見通しの中の財政指標という中で記載をされているものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 人件費が非常にかかると思っております。なので、経常収支比率80を超えて、副町長によると86パーセントですか、これは私もそういうふうに思っております。

そういう中でその政策監。これについてはたして導入する必要があったのか。今の財政力が段々弱まっていくという中で、人件費にかかる部分が、私あの、具体的にお伺いしましたが、大体あの、先般の基本条例8条による質問で計算しましたところ、そうですね、あくまでもあの、私あの、町政の経営についてお伺いしてるわけで、そうしますと随分その、監と言えども、総務企画課長と副町長の間にある職だということでもあります。なので、人件費を抑えるという、その中期財政見通しについて、少し矛盾があるのかなと思いますが、この点は町長は導入にあたり、どうお考えですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私からお答えいたします。

先ほどあの、副町長並びに総務企画課長申し上げたとおりの数値になっておりまして、これはあの、決算特別委員会であったり、当初予算の特別委員会等々でも年々、経常収支比率が上がっているの、その辺のところは十分配慮するよにというご指摘等はいただいておりますし、もとより、予算執行、財政の編成にあたりましては、そういったことは十分配慮してやっておるつもりでございます。

しかしながら、一方で、昨日も申し上げましたが、様々な、環境衛生組合関係の施設の老

朽化に伴う広域圏事業であつたり、負担金の増額、そして昨今の諸物価高騰等により、どうしても経常的な金額が増えてまいります。そして一方で、自主財源と言われる町税の中で特に固定資産税が年々、償却が進み減っております。そういったことで分母が減って分子が増えてくるという傾向は依然として続いておりますので、結果として経常収支比率は上がってしまうという傾向が依然として続いているということは議員、十分ご承知のとおりでございます。

そういった中で人件費につきましても十分配慮していかなければならないと思っております。今般、直接的なことではございませんが、例えば消防団員の定数、350名から320名、30名減の条例改正案をお願いしてございます。これ、報酬に直ちに結びつくものではございませんが、各種負担金が350名で積算されるものが320名になることによって30名分の負担金が減額になるということで、それは消防団のほうからもご理解いただいて、今回、そのような提案になったものでございます。一方で団員の報酬引き上げは総務省のほうの指導もありまして、そこを引き上げるということでございます。

そうした中で、今般、私は限定的に3年間というふうに考えております。私の残された任期が3年6ヶ月。そういった中で政策監の特定任期付職員の任期は3年間でございます。こういった中で本日も、昨日もいろいろいただいております課題につきまして、やはり結果を出していかなければならない。様々なものが、今、この3年間の中に集約されておりますので、そういった中で是非、政策監の職は私は大事だと思っておりますので、議員おっしゃること、また、昨日、同様の趣旨のご質問もいただきました。そのことは十分わかりつつも、これを恒常的にそういった体制でいこうではなくて、今の只見町の置かれている非常に困難な時期をなんとかして打開して明るい将来に繋げたいということで、是非、この監の職はよくご理解いただいて、是非ご支援をいただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 確かに昨日、二人からありました。私が思うに、行政組織規則というものがある、あります。3月の予算審議の時に、そういった中で監の職というのはなかったです。なので、町の人件費の総額について分析していくところで監の職というものがいない状態で、さらに転移もなかったですな。ネット見ても改正版の中にありません。そうしましたところ、3月28日に公布して4月1日に施行した。まったく議会あたりには様子が見えつかめない。何が何だかわからない。議会被軽視されているんじゃないですか。これ一つと、この

町長説明されておったものは只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例という、この中に詳しく書いてありますので読ませていただきました。そこにはあの、号給、8条ですか、回答いただいたのは8条のうちの1表だけ回答になりました。しかし、これ、2表あるんですね。この2表の中には難易度書いてあります。難しい程度ですよ。難易度。仕事の難易度。これにも1号から7号までありまして、1号は高度の専門的な知見を要するものがその知見を活かす。それから3号になりますと、高度の専門的な知識、経験を有するものが、その知識、経験を活かして従事する特に困難な仕事と。これがあの、現有する条例の中身です。さらに、誰がいくらかと言ってるわけではないですが、この号給、これあの、ネット、全国に、全世界に配置されてるものですから、1号が給与月額が40万、2・3・4・5・6があつて、7号が88万3,000円。これ、給料ですから、このほかに手当、期末手当なり、勤勉手当なり、あるんだと思います。そこから察しますに、だいぶ予算的には大きな、人件費の中では比率を占めると。それで経常収支比率が上がるんじゃないのかと。中期財政見通しの中、何言ってんだということをお伺いしました。十分留意していただきたい。

それから、この難易度というものを、その参事の難易度と、あるいは課長、難易度の高い課長を見てみますと、似てるんですね。これってあの、課長でよろしかったんじゃないですか。課長を超える職、要するとすれば、ちゃんと条例に規定してある、昨日も言われましたが、副町長を二人置いたほうが一般の方々にはわかりやすいんじゃないですか。何故こんなこと言いますかという、実はあの、役場職員を退職された方々が何人か、何だこれはという、私に問い合わせありまして、確か、黄色の紙が配布になった時ですか、あれから、つい1週間前まで、こんなことを言われました。主に、役場を退職された方々でございます。なので、方法としては、今、一般職として採用されている難易度の高い仕事をされている課長、あるいは決裁権を持った副町長、これらがそういったことをしてしまうと、町長の仕事が無くなってしまふんじゃないかなというふうにも感じるわけですが、この点はどのような、おそらくあの、昨日の回答をされると思いますが、どのような経過で監を置かれたのか。今まで時間をかけてお話、おしゃべりした中で、踏まえましてお伺いしたいと思って聞きました。よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

政策監という只見町では耳慣れない職を導入したことによって、そういった戸惑いや疑問

の声があるということは改めて今、お話いただきましたし、私の耳にも届いておりますが、そういった受け止め方をなされる方がいらっしゃるというのは承知しておりますし、今改めて承りました。

そういったふうに思われるのも、それはやむを得ないのかなというところはございます。が、またあの、他の町村では外部の人材を任期付職員で課長にするという人事を行っているところもありますので、外部の人材を特定任期付職員にして、そして、もう、即、課長というところもありますので、そういった方法がまったくないわけではないというふうには思います。

ただ、私としては先ほどらい申し上げておりますが、認定こども園や小学校の問題、それから医療の問題、介護施設の問題、様々、産業分野含めまして大きなターニングポイントに今、只見町は、289号線という明るい話題の中でも様々な課題に直面しております。この3年間、ないし3年6ヶ月が、とても只見町の方向性を決める大事な時だということを強く思っておりますので、それを昨日も申し上げましたが、しっかり結果を出していくと、そういった中で財政規律の面から見た時に聊か疑問があるというお話ですので、そういったお話がわからないわけではありませんが、私としては恒久的な職ではなくて、今、この時期に、そういった人材と知見を集約して、しっかりと一つ一つ、方向性、併せて結果を出していくがための職であるということを重ねてお願い申し上げまして、なかなかご理解いただけないのかもしれませんが、是非、少しずつご理解いただいて、役割を果たさせていただきたい。そして、より良いまちづくりに邁進してまいりたいと思いますので、是非お力添えを賜りたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） いずれにしても走り出しましたので結果は期待いたします。

ところでその、まあ、ご存じでしょうが、町は課長制度をとっております、県は、あるいは支部は部課長制をとっております。部長制をとっておるところだと、次長という存在がありますが、次長がその監の立場だそうです。ですから、部課長制度の中で監というのは私も県の人事担当部門に問い合わせ、よくわかりましたが、課長制度の中で監という職というのは、ひょっとしたら町長飛び越してしまっている職じゃないのかなと、そんなことを考えましたのでお伺いしましたが、県の部課長制度に倣ってつくられたのではないのですか。最後の質問をします。さらには、なんとかその仕事、職を活かして、今申し上げたような成

果を見せていただきたい。そう思うものでありますが、その件についてもう一回、最後をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員のお質し、よくわかります。給与制度でいえば、過去にもいろいろありましたけど、6級制とか7級・8級とか、いろいろありましたが、町村は基本的にそういった県・国等の指導で課長制というふうになっております。ただ、西日本のほうでは部長制を導入しておる町村が全くないわけではありませんが、それはあの、議会への条例改正等を経てやっておりますので、そういったしかるべき手続きの中でやっておるものであります。

今般、只見町も、例えば政策監とか、部長・次長制を導入するのであれば、しかるべき条例改正をお願いして、議会の可決を経たうえで、そのように導入するのが本来であろうというふうに思います。が、私としては重ねてお願い申し上げますが、今後3年間、3年6ヶ月の中でやっておく、あくまでも臨時的な、恒久的な職ではありませんので、そういった意味でそこまではお願いしないで、政策監という職で、特定任期付職員で結果を出していくことに注力したいという思いでございますので、説明が足らなかった部分、議員各位にご理解を十分いただけなかった私の説明不足のところはお詫び申し上げますが、是非、そういう趣旨でございますので、重ねてご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○3番（酒井右一君） これで終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

次に、4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家 忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） 4番、菅家でございます。

通告に基づき一般質問をいたします。

質問事項は二つ目でございます。

一つ目は、国道289号八十里越の除雪体制の進捗は、であります。

質問の要旨を申し上げます。

令和8年秋から令和9年夏に開通見込みと具体的な時期が示され、只見町長・三条市長ともに、命の道と明言されております。

私は自分の町は自分で守る、能動的な除雪計画が、自然と共生するまちづくり、安心して暮らせるまちづくりに必要だと考え質問いたします。

1、只見町地域防災計画第2編、風水害等災害対策編第8節、災害応急対策に、国道・県道に関する除雪については県等関係機関と連携を図り、町域の交通確保に万全を期するとあります。この考えは雪害応急対策時に適用なのか、平常時から適用なのか。

二つ目、同計画第3編、地震災害対策編第2章、災害予防計画第8節、積雪・寒冷対策に、町は、町内の道路網の整合性のとれた除雪体制を強化するため、関係機関との相互連携の下に除雪計画を策定するとあります。これは災害要望の観点から、平常時から関係機関と連携し除雪計画を策定すること。また、県と市町村は法律上において対等な関係であると捉えているが、町長のお考えを伺います。

三つ目、県と町が対等な関係であるならば、本道路の除雪において、それぞれの役割は何か。3年前に同様の質問をし、この間の進捗状況と今後の展望を伺います。

二つ目の質問をいたします。

二つ目の質問は、みんなの国保税で子育て支援を、でございます。

令和11年に福島県内で国民健康保険税率統一になり、市町村の政策的な判断に対する配慮期間は令和17年度までと示されました。現状の制度の認識と今後の方針を伺います。

1、本制度はゼロ歳児にも後期高齢支援金分（75歳以上が被保険者の保険制度）として均等割額が課税されております。これに誤りはないでしょうか。

2、税の三原則は、公平・中立・簡素であり、総務省によりますと特に近年は世代間の公平性が重要だとされております。この観点から本税制度を鑑みますと、1の問の課税は制度の歪みだと私は捉えておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

3、未就学児の均等割額の半額は令和4年度より国で減額されております。福島県内では白河市、福島市、南相馬市等が独自の政策の上乗せで18歳以下の被保険者の均等割額を制度の差はあれど減免をしております。その目的は何と捉えていらっしゃるでしょうか。

4、白河市は国民健康保険税条例を改正せず、減免取扱要綱を別に設けて減免制度と実現している。簡素で明瞭な先進事例と捉えるが、只見町が同様な制度を実施した場合、必要な予算額はいくらになるでしょうか。

私は子どもの国保税を全額免除するのが適切だとは考えておりません。医療サービスを受けている以上、医療分の均等割額を課税することは適切であると考えております。しかし、

後期高齢者支援金分を課税することに整合性を見出せない状態であります。18歳以下の被保険者の後期高齢者支援金分の均等割額を減免する財源がなければ、19歳以上の被保険者の所得割税率を上げてでも私は減免したいと考えますが町長の考えを伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 9番、菅家忠議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、国道289号八十里越の除雪体制の進捗についてであります。

1点目の、只見町地域防災計画第2編、第8節、雪害応急対策に記載の国道・県道に関する除雪については、県等関係機関と連携を図り、町域の交通確保に万全を期するとの考えは雪害応急対策時のみに適用なのか、平常時から適用なのかについてであります。

計画では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対策として記載をさせていただいておりますが、平常時においても県等関係機関と連携を図りながら町域の交通確保に努めさせていただいております。

2点目の、同計画第3編、第2章、第8節、積雪・寒冷対策に町は町内の道路網の整合性のとれた除雪体制を強化するため、関係機関との相互連携の下に除雪計画を策定するとある。これは、災害予防の観点から平常時から関係機関と連携し除雪計画を策定すること。また県と市町村は法律上において対等な関係であると捉えているかについてであります。

菅家議員お質しのとおり、平常時も災害予防の観点から関係機関と連携し、町も県も除雪計画を策定し、町内の道路網の除雪体制を整えているところであります。

また、県と市町村は対等な関係でございますので、それぞれの役割の下で災害予防、交通事故防止など安心・安全な生活ができますように取り組んでいるところであり、情報交換を図りながら、より良い除雪体制の構築を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の、町と県が対等な関係であるならば、本道路の除雪において、それぞれの役割は何かについてであります。

八十里越道路につきましては国道ということで道路管理者は福島県となります。したがって、除雪作業については県が主体となって実施するものではございますが、大雪等による非常時については県及び関係団体と連携を図りながら町としてできる限りの対応をしてま

います。

最後に、令和４年６月会議一般質問においてのお質しの進捗状況と今後の展望についてであります。

八十里越区間の除雪計画につきましては県、関係団体、町の３者協議を継続して実施しており、より具体的な計画の策定に向け取り組んでいるところでございます。また令和４年度からこれまでに新規オペレーターの育成補助について７名、新規事業者参入について２者、除雪機械の増車、除雪路線の見直し等を実施しております。

今後の展望につきましては、持続可能な除雪体制構築のために、オペレーター不足解消に向けた魅力ある環境整備、事業の効率化について関係各社と協議を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、みんなの国保税で子育て支援を、についてお答えいたします。

ご存じの事とは思いますが、まず医療保険制度の仕組みについて説明させていただきます。

我が国では、国民健康保険及び後期高齢者医療と被用者保険の二本立てで国民皆保険が実施されております。所得が高く、医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方で、退職などで所得が下がり医療費が高い高齢期になると国民健康保険あるいは後期高齢者医療に加入するといった構造的な課題があります。このため、高齢者医療を社会全体で支えるため、７５歳以上を後期高齢者医療として、公費から約５割、現役世代からの支援金約４割により賄っています。国民健康保険においては、県へ納付する国民健康保険事業費納付金のうち、後期高齢者支援金分がこれにあたり、０歳から７４歳までの全被保険者が負担することとなっています。

一方、未就学児に係る均等割額の減額措置については、令和２年１２月１５日に閣議決定された、全世代型社会保障改革の方針についてを踏まえ、子ども・子育て支援の拡充の一つとして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において令和４年４月１日から施行されております。未就学児に係る医療分及び後期高齢者支援金分の均等割から５割が減額されております。該当世帯が軽減世帯であった場合には、軽減後の均等割額がさらに５割軽減される制度となっております。

この制度が導入される際、町でも１８歳まで減額の範囲を拡大することを検討いたしましたが、令和１１年に保険料が統一されること、また、国の通知において、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの、適

切ではないとされていることから実施を見送った経過がございます。

以上のことを踏まえ、議員お質しの点についてお答えいたします。

1点目につきましては、0歳児に対し医療分と後期高齢者支援金分として、均等割の5割軽減が課税されております。

2点目につきましては、相互扶助により運営される制度の理念に鑑み、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険税のご負担をいただく必要があると考えております。

3点目につきましては、国が制度を導入した目的と同じく、子育て世帯の経済的負担軽減と考えております。

4点目につきましては、保険料を賦課する際に国の基準を超えて市町村独自に条例を定めることができない仕組みとなっております。只見町において同様の制度を実施した場合においては、令和7年5月末時点の被保険者が18歳以下44名、うち未就学児11名として、全員が12か月間国保に加入し18歳までの均等割を10割減額した場合、令和6年度の税率を用いて試算しますと112万350円の減収となります。

只見町としましては、国の通知に準拠し、独自での減免の導入は考えておりません。また、令和8年度からは、子ども子育て支援納付金制度が創設され、国民健康保険や被用者保険の別を問わず、医療保険料に上乗せする形で賦課徴収がなされます。子どもや子育て世代を全世代、全経済主体が支える、新しい分かち合いの仕組みが始まりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご答弁をいただきました。

最初に少しちょっと、余談を少しお話したいなと思っております。

最近、ちょっと、少し、いろいろ、いろんなことを勉強している最中なんですけど、ちょっと突拍子もないことに聞こえるかもしれませんが、我々に自由意志はあるのかというものをちょっと今勉強しております。

これ、ちょっと、答弁に関することと、質疑に関することとでちょっと、大変興味深いなと思っております、脳の科学的な実験をされたベンジャミン・リベットという方がいらっしゃって、結果としては我々は自由意志は持っていないという結果だったそうで、これ、議論の余地があるそうなんですけれども、一般的には我々がこうしようと思って、意志があつて、

脳が信号を送って、行動が起こるということなのですが、実際には我々が思う前に脳信号が出ているという、脳の信号が出て、自由意志があって、行動になっているというところでございます。

これ聞いてですね、皆さんはですね、それ、本当ですかと、おそらく思ったはずなんですけども、これはたぶん、おそらくほとんどの方思われて、反射的に思ったはずなんです。そこに自分の意志はなくて、これがまあ、無意識と言われるような現象だということなのですが、この無意識を発生させないようにするためにはですね、ほぼ不可能だそうです。なので、発生した後に禁止をさせることはできるそうでして、古くはモーゼの十戒だとか、会津ですと什の掟だとか、我々が遵守しているような規則も、大体禁止となっていることはそういうことだと、いうことだそうです。

これを最近読んでですね、ベストセラーのビジネス書の頭の良い人が話す前に考えていることと繋がったところがあったのでちょっとご紹介したいと思います。

この本の趣旨はですね、反応しないということだそうです。心無いことを言われたり、それは違うよと思った、反応してしまったことを、それ禁止しましょうという内容でありました。

皆様もご答弁される立場ですと、優秀な方ほど、すぐ結論が出てるはずなんです。で、話したいという、答弁したいという反応を抑える方法がですね、この方が言うには傾聴をなさいと。例えば私が先ほど事前通告しました、安心な暮らしの安心とは何なのか、暮らしとは何なのか、まちづくりは何なのかという、答弁という反応ではなくて、相手の言うことを理解しようという姿勢が傾聴だというふうにおっしゃってありました。

これが実際に答弁にどう変わってくるかというところで、よく、経験したなというところ、違いがあって、私の持論になるんですけども、反応した答弁の多くは皆様、大体、説得をされようとするですね。傾聴した場合は大体、対話になりやすいなという傾向が感じられます。反応した場合は説得、傾聴した場合は対話になるなという、思っております。説得というのはこういうこと、ご理解くださいということなんですけれども、それが効果が薄いなど私は判断したところはですね、例えば人に自由意志がない場合、自分のことを自分で決められない人に他人が説得しても、その人を変えることができないと、いうふうに思うわけですので、なので、我々是对話の中で綱引きをするものだなと思っております。

その際に、優位に立つ方法、お互いの政策を議論するうえで、どのような方法があるかな

というと、私が好きなマーケターの森岡毅さんの言葉というと、本能にぶっ刺すという言葉がマーケティングでありまして、ここで言う本能というのは、人として抗えないものを使いましょうということです。議場の仕組みとして、抗えないものを変換して、本能を変換してみますと、私の解釈としては、法令、我々は法令、計画、数字に置き換えられるのではないかなと思います。ですので、我々はあまり、この三つ以外を根拠にした発言というのはあまり効果的ではないんじゃないかなとか、最近そういうふうに思っております。

ですので、反応しない、傾聴する、対話をする、法令、計画、数字というような感じで考えておりまして、ちょっと余談は最後にするんですけども、皆さんが、これは、こういう意味かなというような傾聴をですね、私とかが質問した時にはお勧めをしたいなと思っております、でまあ、昔の人の事例を、ちょっと一つだけ紹介するんですが、古代ギリシアでソクラテスという方がいらっしゃるのは皆さんご存じなんですけれども、時の政治家に、ある意味、傾聴をやりすぎたら、ソクラテスは牢屋に入れられて、非業の死を遂げてしまったということです、私、今まで皆さんに反問権をですね、使ってくださいというふうに言ってきましたけれども、あんまりやりすぎると、やっぱり良くないんだなというのが、ちょっとこういう昔の話を思って、傾聴という範囲で反問権を使っていたら良いなというふうに、ちょっと考え改めたというところでした。大変失礼しました。

一つ目の質問のところちょっと質問をさせていただきたいと思います。

答弁のところの趣旨として、我々にはまあ、国・県・町と、各々役目があるなというお話だと思います。河川はどこどこであったり、農業・水路はどこどこ、内水部分はどこどこかなというふうに思っております。

ご答弁の中に除雪作業は県が主体的に実施というふうにございまして、勝手に補足をさせていただきますと、じゃあ、実際に作業するのは只見町民が主体であるというふうに承知をしているところでございます。

私、町長のご答弁で、私も本当、そのとおりだなというふうに思っていて、なかなか解決見えないところであります。従来ですね、行政がやらなくてもよいことを一緒になってやっていく時代になったというのは私も本当に同意しているところでございます。

これを置き換えてですね、本来、只見町がやらなくてもよいことを県と一緒にやっていく時代になったという読み方をちょっとしたいなと思っております。

どうということかと申しますと、その除雪計画の進捗が今非常に見えないという、我々の、

議会議員の立場でも見えないというところで、一般町民の方も見えてないなというところがあります。除雪計画というものがありましたら、その中で重機が決まっておるわけで、作業される人員が決まって出てくるなというふうに思っております。

直近の開通を控えた今ですと、その計画を基にですね、実際にオペレーターの候補者の方々と現地を確認をされる時期なのではないかなと思っております。例えばですね、除雪の雪を飛ばす場所ですね、そこは国の土地なのか。民地なのか。そういった承諾は必要ではないのかなと思っております。塩カルが撒かれるところであつたら、山菜や魚族に影響はないですよと改めて区や関係者の皆様にデータをもって、安心してもらいに行くというようなことですね。そういう新しい路線は丁寧な合意形成があつたほうが良いのではないかなと。そのうえで計画がより良くなっていくという、荒い計画が数年前にできていて、この直近でどんどん見直しをされて、より良い計画になっていくのかなと思っております。それがあるべき計画かなと。計画というのは明るい未来を実現するための手段の一つだなと思っておりますので、そういった計画の磨き上げ方について町の考え方と、実際に、では飛ばす場所は国の土地だとか、そういう承諾関係だとか、関係者へのお話というのは県のお仕事なのでしょうか。それとも一緒に連携をして除雪計画を、各々作るという除雪計画の只見町の仕事なのか。そういったところの役割をまずお伺いしたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

八十里越道路の除雪計画が見えないという中でいくつか言われました。雪押し場の関係であつたり、塩カル、どう撒くのか。そういった手法。そういった計画の中の様々な内容について、県だけでやるのか。それとも町も関与するのかというようなお質しなのかなというふうに理解をいたしました。

道路につきましては、一般的に申し上げれば、道路管理者である福島県がそちらのほうの計画を主に作成をされまして、必要なその除雪の排雪のところについては様々調整を図って円滑にできるように進めていくということになろうかとは思います。

議員ご承知のとおり、289号入叶津道路は新設というか、除雪路線としては新設道路になるわけで、福島県でもどういった除雪になるかというのが非常に不透明の部分もあるということで、福島県、さらには除雪を担っていただけるであろう建設業協会の協会員、地元只見町も加わって、その入叶津道路の除雪等に係る意見交換会というものを実施をしております。

す。それはあの、3年前、確か、質問いただいた時にもお答えはさせていただいておりますけれども、そういった中で実は今、お話なされた内容というのは、町もそうですけれども、建設業協会のほうからも、そちらのほうを決めないと、そもそもの道路の計画というのはなかなか難しいぞという話は協議はさせていただいておるというところであります。ただあの、その中で、意見交換会でありますので、その後の、ここに、こうだ、ああだというところについては、まだ明確にお示しはいただいておりますけれども、県の中ではそれぞれ、詰めの作業等々はされているのかなというふうに考えております。

町の関与については意見交換会でそういったご意見等を申し上げるだけではなく、さっきおっしゃられました雪押し場に対しての、その所有者への同意等々につきましては、福島県が当然、主体でやることになりますけれども、町としてもそういったところについては可能な範囲で協力をさせていただいて、円滑に進めて除雪ができるような形で進めてまいりたいという考えでございます。

不足のところがあれば、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 承知はしました。

細かいところというか、言う時期になってきているのではないかなと思いますので、ご協議は進められているというところですので、あまり細かいところというのは、これ以上はと思っております。

こういった大きい道の計画、除雪計画等では工程表のスケジュールみたいなものもあるのではないかなと思っております。それがその、道の工程は公表されておりますが、除雪計画については見えないものなので質問しておるところではありますが、それが順調なのか、遅れているのかというのをですね、私個人的には住民の方にも知っていただいたほうが良い、必要があるなと思っております。それ、どういうことかと申しますと、住民の皆様に開通に向けて、自分達は何をしなければならないのか、それを考えて準備をしてもらわなければならないなと思っております。

例えばですね、交通量が増えるのならばですね、今、子ども達に通っている登校のルートは今までのとおりで大丈夫なのかと。町民一人ひとりの皆様に、区や、PTAや、通学のボランティアの皆様だとか、何かしらの団体に主体的に動いてもらわないと、最終的に役場に全部降ってくるんじゃないかなと。トラブルが起こってから、役場、これ、なんとかしろ、

なんでやってないんだとなるような、勝手に心配をしているから、こういうことをお伝えしておるわけです。

町民の皆様に自分事として準備してもらおうというふうなことになりますと、必要なものが出てくるわけです。それがですね、本当の町民の方の必要なのではないかなと思うんです。町がこうかなと思う需要ではなくて、やはり自分事として動いていただいた際に出てくるものが本当の需要だなというふうに思っているところでございます。そういったものが出てきたものは、おそらくあったら良いなというものと、ないと困るという需要の違いの見極めにもなるのではないかなと思っております。

こういう動きが住民の方との協働、昨日、町長がおっしゃった共創、こういうところから始まるものかもしれないなというふうに最近考えておりますので、ちょっと私のその、まあ、じゃあ、どうして計画を大事かというか、どうしてそれが町民の方に知っていただきたいのかというところを考えているところなんです、こういった考えについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私からお答えいたします。

今、昨日、住民の方々との行政の共創という話、共に創る、申し上げまして、そういったことをご理解いただいておりますが、本当にあの、やはり主体的に関わってもらうための情報公開といいますか、公表であるということで、次に、やはりあの、あったら良いなと、なくては困る、似てますけど、決定的に違うと思います。

そういった中で、やはりあの、そこと併せてあと、県と町は対等かというご質問と、あと冒頭、考えているようで、コントロールされてるような、体の、例えばおながが減ったから始まっていろいろありますけど、そういったところが、質問の趣旨がようやく私の中で今、繋がってきました。すみません。私の理解力不足で。やはり、それは本当に大切な受け止め方、考え方だと思います。

考えているようで、やはり、その状況に至らないと気が付かなくて、ああ、あの時考えておけば良かったということで、いわゆる後手にまわってしまうということになってしまうことに、あり得ますので、やはり早め早めに主体的に考えて、計画は明るい未来のための計画だというご発言もありました。明るい未来を創るために計画を、より具体的にもって、情報の公表を、公表とともに共有して、それを得たうえで、主体的に自分達が、町の行政も含め

て何をしなくちゃいけないか、いつまでに何を準備するのかという、そういう思考に至らなければいけないというお質しだだと思いますので、非常にあの、貴重なご提言をいただいたというふうに思っております。

改めて、こういった考え方をもう一度、考えておるつもりですが、照らし合わせて考えながら、今後の行政執行に活かさせていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 私が除雪計画、除雪体制についてちょっとこだわったような形で発言しておりますのは、冒頭の通告でありましたようにですね、命の道というふうに明言されておるわけだからなんです。除雪体制が決まらないと、じゃあ、冬場の医療体制はどうするのかというのが決まらないと思っているからなんです。じゃあ、除雪、開くのかどうかわからない。じゃあ、その三条に行けるかどうかともわからない。じゃあ、この方は、こういう場合になったら、ここに行こう。ここで間に合うのか。じゃあ、どういう場合はどっちに送るかだとか、そういったところがですね、繋がらない、除雪体制が決まらないと難しいんじゃないかなというのが、昔読んだファクトフルネスという本にもあったなというふうに思い返したところだったのでお伝えをしたところでございます。

なので、ちょっと、小言のようなことを言うためなんですけども、命の道にするためにはですね、只見町が手綱を握っ、福島県を動かすぐらいの熱量が必要だなと思っておるわけです。

渡部町長は私以上に熱量、お持ちでありますから、その熱量をですね、町民の皆様に感染させるというような視点を強化されても良いのではないかなという提言をさせていただきたいと思っております。

その手段としては、役場がやってらっしゃる仕事というのをお知らせをするというのが基本かなと思っております。お知らせをしないとやっていないというのと同じでございまして、例えば売上の悪いラーメン屋さんがあったとして、売上を上げる手段としてやりがちなのが新商品を作ってしまうというのがあります。それはどういうことが起こるといって、それはいつも来てるお客さんが、いつもと違う新商品を頼むだけで、売上を上げるためには、売上は変わらないと。なので、売上を上げるためにはお知らせ、広告をなさいというのが定説でございます。ですので、例えばですね、町民の皆様の方にお知らせするのであれば、例

えば国道289号を命の道としたいと。そして、皆様と一緒に安心な暮らしを実現したいと。役場、只見町、県等で作っている除雪計画では、このようなことが予見されていると。例えば先ほどの通学路のことですね。心配事や不安に思うことがあればいつでも相談に来てください。そこから事業化、予算化ができないか、前向きに考えたいと思いますというような広告と申しますか、お知らせですね、いかに自分事として捉えていただくか。今ここまできていますと。で、こういうことが起こるかもしれませんと。そうすると、各々、皆さん違った、一人ひとりの悩み事だとか不安事というのが出てくるのではないかなと、それがたくさん、そういう声が大きいものこそ事業化するべきかなというふうに思うのですが、私のこういう考えについての町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） こういった姿勢といいますか、本当、大事だなというふうに改めて教えていただきました。どうしてもあの、この除雪体制の進捗はというタイトルに囚われすぎてまして、今日は農林建設課長が答弁すれば、私の出番はないんだなというふうに正直思っておりましたが、そういうことでは、どうも、なかったようでして、やはりあの、その思いといいますか、熱量というものはたぶん、皆さん、皆さん、全てお持ちなんで、それがどうこうということではありませんが、その思い、熱量を、それぞれの分野で皆さんお持ちなんで、やっぱりそれを大切に、それを町民の方々も熱量の本当に高い方、多くいらっしゃる町だと私もかねがね思っておりますので、もう、その熱量の面についてはもう、高い人多くいらっしゃるしますので、一つひとつのこの除雪、八十里の除雪であれば、除雪に関しての、やはりあの、公表といいますか、情報の共有になるのかなと。これはあの、対等だとは言いながらも、実際、道路管理者は三桁国道ですので福島県になってますので、あくまでも主体は福島県でありますので、福島県も建設業協会、関係者等と打ち合わせ、既になされていますので、そういった福島県の取り組みを尊重しつつ、我々も町として県との、そういった定期的に会合の場を設けておりますが、改めてその辺のところをお聞かせいただきながら、そして可能なものは町民の方々、関係者の方々に公表して、共に考えて、改善を図っていく、また準備をしていくという態度を改めて備えたいというふうに思っておりますので、そのようなふうに受け取っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 町民の方にお知らせをしたほうが良いよねと思うところはですね、こ

ういったところなんですけれども、昨日からその政策監という職、役職についてですね、様々なお声があるんだろうなと思うんですけれども、全員協議会の時に私は、当局の皆様のほうに、どういうお仕事されるんですかと伺って、なるほど承知しましたと。で、おしらせばんでも広報ただみでもいいので、町民の皆様にわかりやすくお伝えしてくださいと、私お伝えしたはずなんです、それがまだ未だにないからという、出ておりました。大変失礼しました。それ、申し訳ございません。私の勘ちがいでした。

すみません。ちょっと、お時間いただいて、すみません、それ前提でお話をしようと思っていたので大変失礼いたしました。

私はですね、様々なお声があるんですが、私と私の近しい人の結論としましては、投資する以上に働いていただければ良いんじゃないのと思っておるわけです。まあ、それだけの話かなという、なので、いかに上手に働いていただくかというところは町長の手腕でございますし、我々議会議員の手腕かなというふうに思っておるというところでございます。

あと人材確保についてちょっと、昨日、少し、ちょっと気になるご発言かなと思ったんですが、ファシリテーター、目的の達成のためにファシリテーターのような人材というふうにおっしゃっていましたが、そういう人材はですね、まあまあ、普通にポンと来ないと思っております。来たとしても非常に扱いが難しいというか、手に余るというか、能力が高い人ほど、やはりこう、それを手綱引くのは非常に難しいなと思っておりますので、やっぱりちょっと、もうちょっと育てる観点というか、そういったところを見ていただくと良いんじゃないかなと思ったところでございます。

すみません。ちょっと、二つ目の質問をさせていただこうと思うんですが、ちょっと先にまた、少し、本当に短く、ちょっと余談をちょっと言いたいなと思っておりますが、また哲学の話なんです、100年前の書籍なんです、大衆の反逆という本がありまして、スペインのオルテガという哲学者が書いたんですが、ここで言う大衆とはですね、社会は大衆の方々、ここで言う大衆の方々ですね、社会は自分達に何をしてくれるのかと考える方々だと言われております。対の言葉として、反対の言葉として、貴族と書かれておりまして、その人達は、自分達は社会に何ができるかと考えていると。我々議会議員はですね、大衆ではなくてですね、貴族の志を持って職務に挑まなければならないなと思うところであります。ですが、私がそう発言しておりますので、私が、結局、今回は子どもの未就学児等の補助をしてくれというふうな発言ではありますので、私がちょっと大衆的な発言だとか、言ってる

ところとやってるところと違うんじゃないかということがお感じになったら、是非、その都度、ご指摘をいただきたいなという趣旨でちょっと発言させていただきました。

ここでちょっと、事務局から資料の配付をお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付してください。

〔資料配付〕

○４番（菅家 忠君） 今ちょっと、お手元に資料お渡ししたのがですね、私が作ったものなので、ちょっと簡単に見方をお伝えしますと、左上が６人世帯で、所得、各々の所得が書いてあるものが、四角が左側の上です。右側が結果、最終的な結果、各々の保険税、国民健康保険税はこの金額になるというものです。

じゃあ、その算定というのは課税所得と太字で書いてあるところの対しての医療分と後期高齢者支援金分と介護分と分けて、その税率を掛けたものが所得割額となって、それにプラス、所得割額と均等割額と平等割額とあって、軽減があって、小計があってという形になっているものであります。ですので、国保税のところに関しまして、世帯でドカッとくるので、誰がなんぼなのかというのは、ちょっと計算が見えにくかったので作ったものであります。

それに対して、今回、問題提起しているところはですね、真ん中の後期高齢者支援金分のところですね。この部分であります。それが均等割額、この８，２００円二つが、各々、後期高齢者、原則７５歳以上の方々の保険制度に負担をしているというふうに私は見ておるところで、というところでございます。

ご答弁いただいたところで、町長の、町のお考えは承知しました。

今日の議論の結果ですね、やっぱり考え方変えますというのは非常に歓迎したいなと思っておりますので、そういった趣旨で臨んでいただければと思います。

町長のお考えわかりましたので、教育長のお考えを是非伺ってみたいなと思っておるんです。

ゼロ歳児が７５歳以上の保険制度の税を負担しているのが適切なのかという問いと、あと、ご答弁にありましたゼロ歳児を現役世代と言葉の中に入れているのが、私はどうもその、あまり、言葉として理解があまりできなかったものなので、その二つについてですね、ゼロ歳児の扱い方というか、税の負担をしている現状が適切だと、教育長はどのようにお考えなの

か。あとは現役世代ということで一括りにして、ゼロ歳児も税の負担がかかっていると。で、重ねて言いますが、医療分の均等割額は私は払うべきだと言ってるんです。後期高齢者のほうに、ゼロ歳児が75歳以上の制度に対して税を負担されるのがおかしいんじゃないかという趣旨で言っておりますので、そういった視点で教育長のお考えをちょっと伺いたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 国保税の関係から教育委員会のほうにくるというのはまったく予想しておりませんでしたので、的確な答弁になるかどうかあれなんです。まずあの、子ども達をめぐると今の状況、子ども達をとということではありませんが、やはり、家庭の経済的な負担の必要性、これは強く認識をしているところであります。子ども達が安心して学校に行き、学習に集中できる環境を整えるということからすると、家庭の安定が重要であって、その一助としてこの税負担の軽減策というのは教育的の視点からも望ましいかなというふうに、漠然とですが、考えているところでございます。すみません。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ちょっとご答弁いただいたところの中身の一つ、ちょっとお伺いしたいところありまして、答弁書の4点目につきましては、のところでございます。

4点目につきましては、保険料を賦課する際に国の基準を超えて市町村独自に条例を定めることができない仕組みとなっておりますというふうにございます。

お伺いしたいところは、では要綱はOKなんですかという質問です。白河市の事例を出したというところは、白河市は条例は変えておりませんと。変えていないように読めると。そのうえで、要綱を作っているというところで、もう一つまあ、情報を持っていらっしゃったんですが、明確な違反でないのであれば、罰則がないのであれば、国・県・町が対等な立場であるということを強く思うのであれば、町ができることはやって良いという、私の考えですので、ほかに先進事例もありますし、その言葉の要綱、条例みたいなところもありますけれども、只見町が子ども達について、どうあってほしいかだとか、どう捉えているかというのが、わかりやすい政策を出せるというのが私の考えなんです。白河市は子育て世代、是非来てくださいと。うちの町は子ども達が大好きなんですというのが、チラッと見えるかもしれない政策になる可能性があるなと思っているのでお伝えしているところでございますので、ちょっと細かいところですので、そこの説明員の方のほうのご説明が良いかなと思います。

ますので、要綱と条例と、その辺りのところ含めて、罰則があるのかだとか、その辺も含めてちょっと、ご答弁いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、条例については法律で定めている範囲以上のものを定めることができないので、国でこういった未就学児の減額分について超える条例を定めることができないというのはご理解いただいたのかなというふうに思います。

要綱につきましては、どのように定めるか、そこはあの、自治体に任せられている部分ですので、定められないことはないだろうというふうには私は思っております。

こういった国保税の課税分が後期高齢者に充てているというような、に思われているということだと思いますけれども、答弁書の中にもありますとおり、後期高齢者医療につきましては、やはりその、所得が低い世帯が、世代が入っているということもあって、国民健康保険の被保険者だけではなくて、ほかの被保険者の方も全てで支えましょうという制度ですので、ゼロ歳児が後期高齢者の分を、見た目としては課税はされているけれども、それを負担をしているというふうには、後期高齢者医療の担当課としては、そういうふうには捉えていただきたくないなというふうには思っているところです。

子育て世帯への支援という観点で答えますと、只見町としては今あの、児童福祉のほうではないんですけれども、様々な制度の中で子育て支援をしてきたのかな。例えば、保育料の無償化であるとか、給食費の無償化というところで様々な取り組んできたのかなというふうに私は思っておりますので、どうしてもその国保の、このゼロ歳児、未就学児の一部分だけを捉えて、それがはたして、子育て支援なのだろうかというふうに、すみません、私、後期高齢者のほうもみておりますので、そういう観点で言いますと、それが全てではないのではないかなというふうに、僭越ですが、私はちょっと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 素晴らしいご答弁だったと思います。

おっしゃるとおりだなと思います。

もうちょっとだけ食い下がりたいなと思います。

素晴らしいのでどうしようかなと思っております、そうですね、特に後半の部分はおっ

しゃるとおりだなと思いました。ちょっと私の視野が狭かったなと思います。

なので、ちょっと、ここの部分は、私が逆に考え改めることになってしまったなと思っておりまして、結果として良い一般質問だったよねと思っていただければいいかなとは思いました。

最後に、ちょっと基金に関する考え方、この後、明日、討論あると思うんですが、ちょっとそこで、総務委員会でちょっといただいた、その検討資料の部分ですね、基金の真ん中のあたりに書いていただいているですね、基金額残高に関する考え方というところで、町の考え方、一端の案としては、基金は税の剰余金であることを鑑み、できるだけ短期に被保険者に還元すべきとありまして、これがその、今ある国保の基金をどう使っていこうかというのが令和11年と、政策的には17年、(聴き取り不能) いろいろタイミングがあるにしろ、そこであるとして、この基金、国保税の基金というのは、その運用してというか、その特別会計単独で余った剰余金を積んでいる性質のものなのか。一般会計から繰り出されて、運用、特別会計があると思っておりまして、そのうえで一般会計から拠出されたもので基金が積んであるのであれば、それは一般会計のものではないのかなと思っております。なので、今ある、名目としては国保の基金ではあるんですが、そうやって元をだどれば一般会計のお金なんじゃないかなと。だったら、基金を違う基金に入れることのほうが適切なんじゃないかなと。結果、どういうふうにするとは別として、その考え方としてちょっと、よくわからない部分があるので、ちょっとそこを伺いたいなと思います。

○議長(佐藤孝義君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 基金のお質しでございますけれども、様々その、国保事業の特会の中で、どうしてもあの、税収の部分と、一般会計からの繰入の部分あるんですけれども、基金に積み立てている部分としましては、基本的には国保税として納めていただいた金額の剰余金を積み立てているというふうに私のほうでは把握しております。

○議長(佐藤孝義君) 菅家忠君。

○4番(菅家 忠君) 恐れ入ります。一般会計から国保税の特別会計への繰出金というのは、あると承知していたんですが、ないんでしょうか。すみません。その確認、ちょっとさせていただいてよろしいですか。

○議長(佐藤孝義君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 一般会計からの繰入はございますけれども、それにつきまし

ては、先ほどもお話にあったように、国保税の軽減分として、例えば低所得者の2割・5割・7割の軽減分であるとか、あとは未就学児の5割軽減分であるとか、そういったものが一般会計を経由して国保事業会計のほうに繰入れているということになってございます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 理解が悪くてすみません。

国保税の、特別会計がそれだけで単独でまわっていて、一般会計とは完全にお金が入ったり出たりしませんよと。で、国保税で、それだけで単独の会計として基金が積み上がっていったから、それはじゃあ、今までの皆さんのものに還元しましょうだったらわかるんです。おっしゃるとおりだなと思うんです。けども、一般会計から何かしらのお金が出てるんだったら、その特別会計への操出金というか、できるだけ特別会計のお金って少ないほうが良いよねと、国保に入っていない人は不公平じゃないかなと思っちゃうというか、特定の目的と申しますか、対象がごく限られた方々に対して、皆さんに使えるお金から移動しているわけなので、その考え、だったら、皆さんに、たくさん使えるお金、皆さんに向けての税金を特定の方に出してるお金なんだったら、それが余っているんだったら、皆さんに使えるお金に戻したほうが良いんじゃないかなという趣旨の質問なんです。なので、たまたま今、その額が大きく積み上がっている。元々は一般会計にあって何にでも使えるだろうお金のものが、国保の基金に積み上がっているだけの状態なんだったら、元をたどれば一般会計なので、そっちに戻すというほうが筋なんじゃないかなという趣旨の質問で、ちょっと、これで最後にします。ちょっと、そこだけすみません。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど基金のお話しでございます。

基本的にその、町、一般会計から国保会計に操出をさせていただく部分については、国の制度等で減収になる部分であるとか、そういったものを国・県・町が負担割合を決めて負担する部分、それによって減収になる部分を補てんしているという形での操出金になってございますので、本来であれば税収で入ってくるものを減免等によって減収部分を一般会計で補てんしている考え方でございますので、基本的に基金に積んでる部分についても税収であるべきもので基金が成り立っているというふうに認識しておりますというか、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○４番（菅家 忠君） 承知しました。

もう少し、私、勉強してまいりますので、その時にまた、させていただければと思います。

内容としましては全てお伝えしたいなと思ったところお伝えしましたので、これで終わりたいかなと思います。

以上であります。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、４番、菅家忠君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始は１時ちょうどいたします。

休憩 午前１１時５６分

再開 午後１２時５６分

○議長（佐藤孝義君） 少し早いですが、全員お揃いのようなので、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

１番、中野大徳君の一般質問を許可します。

１番、中野大徳君。

〔１番 中野大徳君 登壇〕

○１番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項、あさくさホーム事業廃止に伴う町民への影響はということであります。

先般の総務委員会において説明のありましたとおり、今後の高齢者人口の減少に伴い、入所待機者の減少と入所者確保の困難化が予想され、事態が好転する見込みも想定できないことから、事業廃止はやむを得ないと理解し同意いたしました。

今後の進め方について協議を行い、５月中旬に入所者と家族に通知し、入所申し込みの受付を停止すること、利用者及びご家族には個別の相談に応じ、入所者の移動状況にもよるが、年度内での事業廃止を予定しているとの説明でありました。

１としまして、町として、入居者及びその家族に対し、どのような認識をお持ちなのか。

2 番目、建物は事業廃止後に町へ無償譲渡する計画ではありますが、その活用予定をお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 1 番、中野大徳議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、1 点目の、町として、入居者及びその家族に対してどのような認識かについてであります。

あさくさホームの運営については、4 月 9 日に南会津会より協議書が提出され、1 6 日に内容について議会全員協議会で説明と報告をさせていただき、2 8 日付で回答書を提出いたしました。

南会津会に対しましては、入所者や入所待機者及びそのご家族の方に対し、丁寧な説明によりご理解を得るとともに、他施設への転居やサービス転換など、できるだけ利用者の希望に沿った対応をお願いしているところです。回答書提出後に、南会津会と今後の進め方について協議を行い、5 月中旬に入所申し込みの受付を停止し、法人内の施設に空床、空きベッドがあれば優先的に移動する方針を確認いたしました。既に只見ホームや南郷ホームへ転居された方もおられます。

入所者からは、転居に理解を示しつつも、やはり最後まであさくさで過ごしたかったとのお声も頂戴しております。町としましては、ご利用者のご家族には大変ご不便をおかけしていると認識しております。しかしながら、昨年度から新たな入所申し込みが減り、待機者のお声掛けしても入所されないという状況であり、今後の事態の好転も見込めない中、空床を抱えたままの施設運営では経営が成り立たないことも事実であります。南会津会としても苦しい判断であったろうと推察しております。何卒ご理解をお願いいたします。

2 点目の、建物を事業廃止後に町へ無償譲渡する計画だが、その活用予定は、についてであります。

現在、南会津会において入所者の転居を進めている段階であり、事業廃止時期及び無償譲渡につきましては、転居の目途を見込んでから協議する予定としております。

活用方法につきましては、昨年度開催した医療・介護・福祉在り方検討会から、町内の施設再編や介護、福祉サービスの見直しが提案されておりますので、併せて今後検討してまいります。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） まず最初に、副町長、初議会でございます。就任なされて。

就任の抱負をですね、私、福島民報で拝見しました。大変あの、医療や福祉の事を考えていらっしゃるなど感心した次第でございます。

まず初議会、就任にあたって、そういった（聴き取り不能）感銘を受けましたので、一言お願いできればと思います。

○議長（佐藤孝義君） 副町長、目黒仁也君。

○副町長（目黒仁也君） どうもありがとうございます。

昨日もですね、矢沢議員の一般質問の中で人口減少に関するいろんな意見交換がありました。で、私申し上げましたのは、集落においても、その集落が開闢来、いろいろな、やってきた行事や、風習や、様々なことさえも人口減少の中では変わってしまうという、非常に懸念を持っているというお話をさせていただきました。

その背景には、暮らす方々の気持ちは、やはりそこに不安と心配というものが相当あるんだろうと思います。

この医療の問題も一緒でありまして、当然、町の診療所が去年、ああいう事態になったわけでありすけれども、そこにはやはり暮らしている住民の方々ですね、暮らしの中の不安、心配が多々あるんだろうというふうに思います。

それはあの、私も以前、中野議員と一緒に議会議員を経験させていただいたこともございます。その後、集落区長も経験させていただいたこともございますが、そういった経験の中で、暮らしの不安や心配に目を当てない行政や政治というのは、やっぱりこれは活きたものにならないということをですね、そういった経験から胸に刻み込んでいるつもりであります。そういう思いがあって、就任しました時の新聞社のやりとり、回答の中で、ああいう言葉を申し上げたということでもあります。

なんとか、温かな、愛を持った、いわゆる行政、または政治、そういったので住民の不安を解消したいという想いがあります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ありがとうございます。

まったく、同意見であります。

今回ですね、あさくさホーム、いわゆる福祉、公共的な福祉施設が一つなくなってしまう

と。今、副町長おっしゃった、要するに不安、心配が町民は一つ増えてしまったなというふうに私は感じております。

まず、あさくさホームは開所したのが２７年、平成の２７年の１２月１日、西暦で申し上げますと２０１５年でありました。当時、開所した時は内覧会にも招待され、大変素晴らしい、要するに介護施設ができあがったなど、非常にまあ、頼もしく感じたことを今思い出します。

当時、しかしあの、わずか開所からちょうど１０年で、皆さんがあの時期待した公の福祉施設が開所せざるを得ない状況に追い込まれてしまったということでもあります。あれを開所するときは、２０２５年問題など話題にありまして、団塊の世代が７５歳以上となることで高齢者が増えるだろう。それから、医療・介護ニーズの増加が予想されるということで、たぶん、只見ホームの待機者もだいぶいました。たぶんそれが、満杯そして入居者が待ち状態の人が増えるであろうということが予想されまして、あのホームが開所したというふうに記憶しております。

しかし、ちょうど１０年でございます。２０２５年が話題となる中、今年は２０２５年真っ只中でございます。２０２５年問題というのは、２０２５年問題がスタートの年であると私は思っております。これから入所者が期待できないとか、ということよりも、私はこの後、例えば家で元気でいられれば、それに越したことはありませんが、ありませんが、こればかりは希望どおりにはいかないことがありまして、実は今年の春にもありました。二人で元気でお年寄り暮らしておりました。が、側溝に旦那さんが落ちてしまって、今、入院生活なさっております。娘さんは別居ですが、こちらにいらっしゃいますけども、話を聞くと、もう家には帰ってこれないと。そういう状況になりそうだとということでありました。そういう方が、例えば、じゃあ、家に帰ってこれない。じゃあ、治療は終わったけども寝たきりになってしまったという方がですね、もう当然、家でもちょっと、看れないような状況になって帰ってきますと、帰ってこれればいいんですが、只見に。病院の例えば保養施設、そういった方の入る施設に入るのか。もし、只見にそういったところを受け入れてもらえる施設があれば、只見に帰ってきたいと言っておられました。

あさくさホーム開所して、私も何回か、ある人のお見舞いにお伺いしました。その時は、こういった施設があって良かったなど。それは先輩議員でありました。やはり事故で、寝たきりのような状態になってしまって、そこに入られました。ああ、只見にこういう施設があ

って良かったなと、あの時つくっておいて良かったなと、非常に感銘を受けてはおりましたが、ここ10年で、しかも2025年問題が言われてきた中、閉所してしまうのは、これは私は町民に不安を与えてしまう結果になってしまったなというふうに感じております。

まあ、いろいろなことが確かにありました。規制緩和による民間施設の増加。それから介護保険制度の改訂。いろいろありました。事情はあります。確かに働く人が見つからない、いないという事情もありますが、これ、この、今、副町長もおっしゃいました、町民の不安、それから、そういったものを、この町からできるだけ解消していきたいという願いがですね、やはり医療関係、福祉関係を見ますと、やはりなかなか、なかなか不安や不満が払しょくできない状況に現在あります。

まだ2025年始まったばかりでありますけども、八十里が開通して新潟に行くとかっていうことも、それはありますけども、やはり、多くの人はここで育って、ここで暮らしてくれば、やはりここで最期を迎えたい。できれば家で迎えたいというのが本音であります。確かにその家族によっては、祖父ちゃん、年とったら東京に來いという人も確かにいるかもしれませんが、やはり多くの方は只見で終えたいというのが私は本音だと思っております。

これは、もう決定事項でありますし、しょうがないのかなと私は考えますけども、まあ、今の時代、10年先を予測できない時代になってしまったのかなと。この説明を受けた時に私はそう思いました。ある人も言うておりました。10年先わからない。まあ、一昔前は10年先は大体、こうなるだろうということは読めたんですけども、今の時代は10年先が読めない時代になってしまったのかなと、私もそういうふうに感じました。

ですからまあ、これは2番になりますけども、2番のことはまた後からお聞きしますけども、要するに只見町はあさひヶ丘を、医療の里、福祉の里、そういったもので、そういった方針できたはずであります、やはり一つの施設が、介護施設がなくなってしまうという状況は不安を与えている状況だと思いますが、町長、今まで私申し上げたこと、どうお感じになりますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではお答えいたします。

ただ今、中野議員から、縷々、あさくさホームの事業廃止に伴う、ご入所なされている方並びにご家族、関係者の方々の心情を慮られたお話をさせていただきました。

そういったことから、町長として大変心苦しく思っております。

十分ご存じのように、南会津郡内の４町村、元々は７町村でしたが、そこで社会福祉法人南会津会という社会福祉法人を立ち上げまして、その町村長が、いわば持ち回りで理事長を引き受ける。そして、それ以外の町村長が理事という形で長年運営してまいりましたし、当初は特別養護老人ホームを、桧枝岐村除いて、各一つずつ造ることが目標でございました。そして、只見町にも特別養護老人ホーム、只見ホームができて、地元負担は８０パーセント、それ以外の町村は２０パーセントを負担するという形で運営をしておりまして、職員も社会福祉法人南会津会の職員ということで、しっかり社会保険に加入するという形で地元の方、またそれを機にＵ・Ｉターンされた方も当時いらっしゃいましたが、そういった新たな雇用の場でもあるということで、非常にあの、ご高齢の方、ご家族を支えるという意味での仕事上のやりがいと、また雇用の確保という面で、大変期待されて現在に至っておるところでございます。

その後、例えば中野議員おっしゃったようなことで待機者の方が増えてきたと。希望しても入れないということの、そういった状況を少しでも解消しようということで、当時、１０年前ですが、２９人ということで、数字的に半端のように思われるかもしれませんが、首長、町長の権限で開設できるのが法律上２９人でしたので、それまでの県のほうの許可の５０人でなくて、町長ができる２９人ということで、小規模特別養護老人ホームあさくさホームが開設したわけでございます。併せて、それも従来の特別養護老人ホームは病院型と言われていて、ベッドが並べて置いてあった多床室であったものが、ユニットということで個室が、直接こう、お互いを伺うことができないような、ユニット型の、当時は最先端、そういったベッド配置になるような工夫もなされた素晴らしい施設を当時建設されて現在に至っておるわけでございます。

しかしながら、待機者が、なかなか、様々なご事情があるんで、一概には言えませんが、入所の順番が来ても入っていただけなかったり、なかなか難しい状況がございまして、最終的に先ほどらい申し上げておるとおり、本来、介護・福祉事業でありますので、あんまり経営的な話をするのは本来的ではありませんが、とはいっても、やはり介護報酬と、国や県や町村の負担だけでなんとか、運営できるうちは良かったんですが、やはりご存じのように、毎年、決算審査や当初予算の審議で十分ご存じのように、あさくさホームについては町からも支えといいますか、支援はしておったわけでございます。そういった中にありまして、やはり最終的に南会津会としては、今後、好転が認められない。というのは、南会津会の幹

事の人の意見にありましたが、只見町の高齢者、要介護の人の人数に合わせて只見町はベッド数が多いという指摘も南会津会の幹事のほうからもいただいております。

そういった中で、やはりあの、経済優先の考え方は、こういった福祉・介護の世界には基本的には合わないとは思っておりますけども、そうは言っても介護保険事業という中で、国・県・町が一定のルールの下に支援する。町の場合はルール外の支援も、ここ数年、しております。そういった中でこれ以上は難しいということで、また併せて、只見ホーム自体も、満床になってない。先般、令和6年度の、そういった決算の報告聞きましたが、田島ホーム、南郷ホーム、伊南ホーム、下郷ホームとありますが、事業収支活動差額といいますが、いわゆる損益計算書で言えば収益と費用、一番最初の段階です。その段階での事業活動収支が赤字なのは只見ホームとあさくさホームだけです。ほかのホームは、最終的にはいろんな項目あるんで、ギリギリだったり、赤字だったりありますけど、一番メインの事業活動収支が赤字になっているのは、令和6年度実績では只見ホームとあさくさホームだけです。そういった意味で非常にこう、運営面でも厳しいなということが改めて、その決算書を見た時に感じました。

十分、南会津会の事務当局は、より以上によく精査していらっしやったと思いますので、tそういった中で今回の申し出、そして議会全員協議会並びに担当常任委員会等でご審議、ご熟慮賜りまして、このような方針を導き出して回答したということでございますが、やはり、最初に戻りますが、入所者の方、特にあの、1回目で申し上げました、やはり入所者の方から、やはり最後まであさくさで過ごしたかったというお声も頂戴しておりますということころは、非常にそういった意味では申し訳ないなと、力不足を感じておるところでございますが、率直な心境と、あと併せて、その介護保険事業に伴う特別養護老人ホームの運営の難しさというのを改めて痛感しておるところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

実はあの、私達は全協にて説明を受けておりましたが、いつでしたか、何ヵ月か前に、この入居者の、たまたま、子供が同級生なものですから、電話もらいまして、こんな通知がきたんだけど、ということでした。実家は只見にあるんですけども、やはり、自分達はもう東京にいて、たまに親に会いに来る。子ども達はその施設費を半分こして賄っている状況でございました。あんまり車が得意なものでないですから、希望、第一希望、第二希望まであ

ったのかわかりませんが、希望をとられました。で、その時に、只見にすっか、田島にすっか、迷っていると。何故かという、やっぱり車が得意じゃないんで、電車に来るには田島が、親に会いに来るにはいいんだけど、やはり、家の様子も見に来なきゃならないんで、やっぱり只見にすっかなと。希望どおりにいったかどうかはわかりませんが、聞いてはおりませんが、なるべく希望に沿って、今、移転なさっているようでございますが、説明によりますと南郷ホームへ転居された方もおられますと。これは家族同士の話し合いでそういうふうになされたのだと私は思っておりますが、今、希望どおり、ほとんど希望どおりにいっているのかどうか、わかる範囲で結構です。そして、只見ホームに入られた場合には、たぶん、満床状態になるのではないかと思っております。ということは、満床状態になるということは、これから待機者が出る可能性はかなり出てくるんじゃないかなと。今まででしたらあさくさホームもあったし、満床状態はなかなかなかったような、今、説明をいただきました。けども、将来、また減っていくような予想でおられると感じてはおりますが、やっぱり、これから増えてくる可能性も無きにしも非ずだと。不慮の事故もありますし。その辺のところをお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、あさくさホーム、5月中旬の時点で16名の方、入所いただいております。で、5月の時点で3名の方、うち二人が只見ホームに転居。1名の方が南郷ホームに転居されております。6月、今、私が把握している中だと、4名の方、只見ホームに転居する予定と伺っております。6月にこの4名の方が只見ホームに転居をされると、現時点では只見ホームが満床になるという状況になってございます。勿論、満床になりますと、例えばお亡くなりになったりして、ベッドが空かない限り、次の入所は見込めないという状況になっておりますので、南会津会のほうにお話を聞いたところによりますと、先ほどご家族の方に通知があったように、南会津郡内全域のホームも対象にして、ご希望のほうをとっているというお話でした。やはり、只見ホームを希望される方が多いということでしたので、ベッドが空くまでお待ちいただくことにはなるのかなと思いますけれども、例えばユニットを希望されている、個室を希望されている方も中にはいらっしゃいますので、そういった方については南会津会の法人が運営する施設以外のところもご紹介するといったような対応をされているとのことでございました。

待機者につきましては、只見ホーム、現在、只見町内の待機者は、申し込みをしている段

階だけでございますけれども18名となっております。あさくさホームにも申し込まれている方は、只見ホームと重なって申し込まれている方もいるんですけれども7名ということで、実人数にしますと20名の方が今、入所をお待ちになっているという状況でございます。この後、待機者の数は増えるとも、増えないとも、言えない状況ではありますが、実際その、高齢者の人数自体は都市部に比べますと、只見町のその高齢者の人数のピークというのは過ぎておりまして、今減少の段階に入っております。若干の待機者の増減はあろうかなというふうには思っておりますけれども、大幅な増というのは、やはり南会津会の分析のとおり、そこは見込めないのかなという状況、というふうに私のほうでは捉えているところです。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 現状はわかりました。

このあさくさホームをですね、まだ閉所はしてないんですが、閉所する説明はいただきましたが、これ、町民の方は知っていらっしゃるんですかね。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） こちらのあさくさホームの事業廃止については、町で周知するものではないと思っておりますので、南会津会のほうで現在申し込みをされている方のほうには、あとは関係機関のほうには通知がなされております。町のほうにも通知はきております。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 関係機関は、それはご存じかもしれませんが、やはりこれは町民が知っておくべきだと思います。ちょっと、ホームページあたりを見ても、一切そういったことは謳っていないわけです。こういった施設、29床ありますよと。で、良いことばかり、良いことばかりですよ、謳ってるのは。いつ、閉所するなんてニュースは1行もございません。

ブログを立ち上げましたなんていう記事もありましたけども、立ち上げましたという記事だけで、それ以降は一切ありませんでした。なので、これはですね、やはり、中にはですよ、いざとなれば、ということも考えていらっしゃる町民も私はいらっしゃると思うんですよ。もし、二人でいて、やっぱり動けなかったら、只見だったらこういった施設があるなと、というふうに思ってもいらっしゃるし、現状、もう満床になっちゃったわけですから、こ

れから開く予定も、それはあるかもしれません。人口も減ってるし。でまあ、待っていただく。そのうちに、いざとなって、まだ元気だから、いいわというお断りのあれもあるかもしれません。それは逆に、良いことですよね。健康で、家で、まだ入らなくていいわと、やっぱり。町民にとっては僕は嬉しいことだと、そういうふうに解釈をしております。

経営的なことから言えば、それは大変な事情もわかりました。

それでまあ、やはりそういった、さっき申しあげましたように、他にいて、親がこっちにいと、やはり、ああ、やっぱりその、介護施設、昨年あたりの倒産件数も、民間の介護施設がかなりあるようでございますけども、公共の介護施設といいますか、それが減っていくことは、やはり、不安、町民の不安、不満に、これは繋がってしまうのかなということであります。

それで、じゃあ、今後のですね、今後、これ、町が譲渡いただけるということでもあります。その後の説明にもありましたが、10年経過しているので補助金の返還はないと、そういった説明もありました。それに合わせたようにですね、閉所なさる。そして、町が譲渡なさると。最後の入居者がいなくなれば、町はこの活用について真剣に取り組んでいかないと、やはり、私はやはり、介護的な施設が一番かなと思っておりますが、まだ、その方針も何も決まっていないようでありますけども、今後、その活用の方法をどのような、会といいますか、それからどのようなスピード感を持って、活用なさっていくのか教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） あさくさホームの建物の活用に関してですけれども、答弁書にもございますように、現在、入居者がまだいらっしゃいますので、そういった方向で話は出ておりますけれども、具体的な協議に入っていくのは転居される方の目途が立ってからということで南会津会のほうとはお話をさせていただいているところでございます。

しかしながら、その話が出てから検討というのですと、やはり遅くなってしまいますので、昨年、その医療・介護・福祉在り方検討会の中でも、やはりこういった懸念は出されておりました、将来的に高齢者が亡くなった、少なくなった後の様々な福祉サービスの見直し等については提案をなされております。

それと併せまして、ワーキンググループという形で介護に積極的に携わってきていただいた方、ケアマネジャーさんですとか、様々な方にご参加をいただきまして、あさくさホームの建物の活用だけではないんですけれども、今後まあ、そうした特別養護老人ホームが一つ

減るということで、只見町にとって、今後、やっていかなければいけない福祉サービス、例えば在宅支援であるとか、そういったものをどうしていくかというものと含めて検討をしていこうというふうに考えております。

ただ、建物については、非常にまあ、簡単でない部分もありまして、やりたいサービスが、その建物で許可をもらえるのかどうか、そういった許可基準を満たすかどうかといったような確認作業も必要にはなってきますので、我々がやりたいサービスをその建物でできるかといったものも含めて、今年度中には方向性を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ということは、今年度中にやりたいサービスも決まると、それによって建物がどうのこうのにはなるでしょうけども、やりたいサービスは今年度中に決定なさるということによろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） サービスを決定というよりは、方向性を決定したいということでございます。実際のサービス実施にあたっては、様々に手続き等も必要ですので、すぐにまあ、年度内に決めて来年度から始められるのかといったところは、なかなか切れの良い返答はできませんけれども、方向性としては今年度中に決めたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 是非ですね、スピード感を持ってやっていただきたいのと、それから今度、やりたいサービスがたとえ決まったとしてですね、今度、そこで働く人ですよ。問題は、それを確保できるかどうか。だと思っんですよ。やはり、ニーズもありますけども、人材不足の声も聞いておりますので、サービスとともにその人材確保を早めにしていかないと、やりたいことは決まったけども、始めようと思ったら人がいない。働く人がいない。そういった状況に陥らないように頑張っていただきたいなというふうに思います。

先ほど、今般、様々な質問聞いておりますと、やはり、町長はよく、ターニングポイントであるというお言葉を使われます。やはりこの、いわゆる2025年が、こういった町のターニングポイントに合致してしまう。先ほどの答弁でも3年6ヶ月の間に結果を出していきたいと。で、明るい只見町へ繋げていきたいとおっしゃいましたが、なかなか、町民の不安

が払しょくするまではもう少し大変なことが多すぎるのかなと思います。

八十里も、小学校も、はたまた今、質問してます福祉施設、こういった課題がもう、非常に今、山積しておりますので、なんとか町長のお決めになった優秀な副町長はじめ政策監、是非、この、只見の危機ではないですけども、乗り越えていただきたいなと思っております。

2025年ですから、ちょうど半ばでもあります2025年に特化して、町長にお願い申し上げます。質問を終わります。

回答をいただきます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、中野議員から、本当にあの、只見町にとって大切かつ深刻、そして時期として私申し上げました様々な分野がターニングポイントになっているという趣旨もお汲み取りいただきまして、今後への対応を、姿勢を求められているわけでございます。

そういった中で一つは、先ほど保健福祉課長が答弁したとおり、基本的にはそのとおりです。そして、その中でも申し上げました施設の再編ということを書いてますが、やはりその検討状況によっては組織の再編というところまで及ぶ必要があるかもしれません。

そして、今般は高齢者の事ですが、高齢者だけではなくて、もっと若い世代にもハンディキャップ抱えている方の施設もございますので、そういったのも含めて、もう少し俯瞰的な組織づくり、施設の活用等というところまで踏み込んで考えることが求められている時代になっているのではないかというふうに私自身は感じておりますが、やはりこれは関係者とか、様々な有識者の方、勿論、議会議員の皆さんもそうですが、ご意見をいただきながら、その方向性をなるべく早く出していくということだろうというふうに思っておりますので、本日、中野議員からいただきました貴重なご提言と、また、ご入所なされている方、ご家族の方々の本当に不安な声も併せてお届けいただきましたので、その辺は確かに受け止めさせていただきましたので、そういった考え方を基に、不安の解消に繋がるような、介護・福祉体制の充実に繋がるような取り組みを職員と一緒に、また皆様のご指導・ご提言をいただきながら努めてまいりたいというふうに思いますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

○1番（中野大徳君） 質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

次に、5番、目黒道人君の一般質問を許可します。

5 番、目黒道人君。

〔5 番 目黒道人君 登壇〕

○5 番（目黒道人君） それでは通告に基づきまして質問いたします。

質問二つです。

まず一つ、新規事業者の掘り起こしをということで、要旨としては、事業者の廃業が相次いでいる。その事情は様々だが、サービスの担い手が減ることは地域の不便が増し、移住定住どころか転出増の懸念にも繋がります。市場経済の原理での開業は難しいと考えるが、町としての考えを伺います。

一つ。これまでの取り組みとその成果を伺います。

二つ目。今後、どのような取り組みが考えられるか伺います。

大きく二つ目、審議会等での専門家選定は適正か。

町が公募する補助事業等、その分野の専門家、有識者を選定し、審議会等により決定される事業があるが、採択に大きな影響を与える部分であるため、適正な運用が求められます。

町長に以下の内容を伺います。

一つ。専門的知識のない一般町民を選定し決定される事業はないか。

二つ。有識者等が町内、近隣にいない場合の対応を伺います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 5 番、目黒道人議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新規開業者の掘り起こしのこれまでの取り組みと成果についてですが、新規開業事業者への支援としては、只見町産業振興対策事業補助金で、産業おこし支援対策事業、六次産業起業化応援事業を行ってまいりました。令和 6 年度は 1 件、令和 5 年度は 3 件の活用があり、そのうち令和 5 年度に 1 件の新規開業者がありました。

二つ目の今後の取り組みについてですが、本年度から産業振興対策事業補助金交付要綱を見直し、新規開業者の掘り起こしを念頭に、新たに創業支援事業を設けております。

これは新規創業の法人、個人事業者を対象に、5 年間の操業計画に基づき創業に係る経費に対し補助を行うもので、補助限度額は 2 0 0 万円、補助率は 5 分の 4 としております。

今後も只見町商工会とともに新規開業者の掘り起こしを図ってまいります。

次に、審議会等での専門家選定は適正かについてであります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の、専門的知識のない一般町民を選定し決定される事業はないかについてであります。

補助事業にかかる補助金の交付決定等を行う審議会において、原則として当該分野に専門的知見を有する方々を委員として選任し、補助金交付要綱等の規定に基づき事業を執行しております。

審議会の委員構成につきましては、有識者や関係団体の代表者、行政職員等を中心に構成し、必要に応じて公募等により一般町民の方に参画していただいております。それぞれの立場からご意見をいただくこととしております。

審議にあたっては、一般町民の方が単独、または過半数を占める形で交付決定に関与することはなく、公正性及び客観性の確保に努めながら適正に事業を執行しております。

次に、2点目の、有識者等が町内、近隣にいない場合の対応についてであります。

特定分野において、町内または近隣地域に専門性を有する人材がいなかった場合には、町外の有識者や専門団体等に協力をいただき、専門的立場からの意見が反映されるよう努めております。

今後におきましても、補助事業における審議体制の公平性と専門性を重視しながら、事業の透明性と町民からの信頼性の向上に努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） それでは再質問いたします。

また今回の一般質問、昨日からもですけれども、あと前回の会議の時でもそうですが、ずっと僕はですね、人口減少の話を中心に行っているのかなと、昨日も一日思いながら、今日もずっと、僕最後ですので、ずっと聞いておりました。

人口減少、仕方がないという部分、非常に大きいんですけども、率直に言って非常に寂し話をしているんだなっていうのが、昨日、今日って思ったところです。

人がいっぱいいれば、いろんな課題、解決される課題ばかりのような気がしていて、税金に関してもそうですし、いろんな、サービスがない、お店がないとか、そういったことだって、人がいれば全然問題にならない。そういったことが背景にはあるんだろうなって思いながら、ちょっと聞いてみました。

実際、人口も減ってますから、なかなか、ここの地域で商売をやろうっていうのは非常にリスクが高いと思います。ですからあの、順調に経済さえまわってれば、こんな質問はしないし、町に聞く話でもないのかなと思うんです。世の中、やれる人がやれる事業をやって、そのサービスの恩恵にあずかる人がいてっていう、本当はそうなるべきと思いますが、実際、それが非常に叶わなくなっているのかなと思うので今回はこういった趣旨の質問をしたいなと思います。

まず、町長にももう一度伺いますけれども、ちょっと漠然とした話になっちゃいますけど、町長が考える、この町の繁栄の姿っていうのをちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、目黒議員のほうから、本当に全てに共通する、人口減少の話が背景にあって、そういった中から様々な分野にわたっても、どうしていくのか、どう対応していくのか、という話に繋がっているということで、これが仮に人口が多ければ、そういった問いかけも少なくなったり、また、そういった課題にも対応できるという背景の話からのお話かと思います。

今、人口減少は改めて申し上げるまでもなくて、日本全国に共通する話で、先般もテレビでやっておりましたが、東京、吉祥寺にある救急指定病院が閉院するという話で、どうして東京の吉祥寺にある大きな救急病院が閉院してしまうんだらうということで、そういった特集やっておりましたが、まあ、それは番組の話になってしまうんで、ここで長々とは申し上げませんが、やはり様々な、やはり仕組みづくりといいますか、そういったものが必要な時代になっているというふうに思います。

どうしても人口減少になってくると、本来は民間が主体でいろいろ、産業活動、経済活動できるものが、それを行政のほうで、当初のうちは利子補給とか、補助金ということで過ごせる時代が、さらに人口減少進むと、もっと積極的に行政関わるべきだという議論になってきます。そうすると、当時出てきたのが様々なこう、第三セクターとか、そういった中で、第三セクターは単なる行政の下請けで、商売やったことない行政が下請けの会社を創っても赤字が増えるだけだから、もっと主体的な第三セクターとか、第三セクター改革ということと言われるようになってきてます。そういった中で様々、町づくり会社とか、また次のカテゴリーが、時代の流れとともに生まれてきているように、気がしております。

観光で言えば、それが単独の市町村だけでできないので、広域的なDMOとか、いろんな

提案があるんだろうというふうに思います。

そういった中で私の、先ほどお問い合わせの点につきましては、やはり、当事者意識、昨日の一般質問の中にもありましたが、それぞれの役割が当事者意識で、やはり双方向で、ともに活躍していく地域づくりだと思います。昨日も、今日も、共創、共に創るという共創ですが、これは私の造語ではなくて、現在、国、経済産業省のほうで、また、総務省のほうでも、特に過疎地域における共創社会ということを盛んに提唱しておりまして、今、そういった考え方に基づく事業の導きもございます。なので、やはり従来は行政がやってなかったものとか、民間がやってなかったものも含めて、やはり役割分担、話し合いをしたうえで、それぞれ担ってもら。みんなに担ってもら。今まで担ったことのない人も担ってもらような、そういったスキルアップも含めた共創の地域を創っていくことによって補い合っていくということだと思います。

一方で、税金の使い方につきましては、従来であれば、議会の審議であれば、これは行政がやるべきものか、民間ではないかとか、ここまで補助金出すのか、とかいろいろありましたが、それは最終的には議会の審議に委ねられますけども、やはり、税金は利益だけでは判断できないもの、先ほどもありました、必要な事柄か、あとはあったら良いなか、その辺の判断がとっても大事になってくると思います。あったら良いなというものに優先して出すか、必要なものが後回しになってしまわないかとか、そういったいろんな、皆さんで審議していただくということが必要になってくるというふうに思いますので、私はみんなで活躍できる社会づくり、地域社会づくりということを私の選挙の際も申し上げておりますが、みんなで活躍する場があって、役割を担ってもら。そういった地域社会を目指していきたいというふうに思います。

長々と申し上げましたが、やはり、それぞれができることは違うと思いますが、何もできないということはないと思いますので、それぞれの中でできる役割を担っていただく。そういった共創社会を、そして住み良い地域を創っていききたいと、それが私の目指すところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。

共創ですね。共創。そうだなと思って聞きました。でも、なんていうのかな、今回、話題にしたい、開業、今回はサービス業というのが、どちらかというと主眼に置いてお話し

いなと思うんですけども、やっぱりこう、やっぱ稼げるというのが、端的にいうとですね、必要なかなって考えています。

もう、随分前の一般質問になるかもしれませんが、賑わっている地域があるとして、その賑わいが、公民館が賑わっているっていう地域って例があるのかなっていう話を、だいぶ前にしたような気がするんですけども、やっぱり賑わっている地域っていうのは商業が活性化しているから賑わっているっていう、やっぱ、そういった印象を僕は持ってるんです。なので、それで繁栄の姿ということで、ちょっと伺ったわけですけども、確かに共創という部分も大事ですし、大きな部分ではそうなのかなって思いました。

でも、やっぱり、この課題解決とするならば、やっぱりサービスが、きちんと利益を得て、儲かるサービスを提供する人がいて、賑わうという形がやっぱりどうしても欲しいなと僕は考えています。

一つ、ちょっと、この答弁書の中で確認したいことをちょっと伺います。

六次産業起業化応援事業で、令和5年度で1件の新規開業がありましたとありますけれども、この方の業種はどんなものか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 1件の新規開業ということでありまして、蕎麦屋さんであります。設備や備品の整備をして、蕎麦屋を開業したということでありまして。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。ありがとうございます。なるほど。

なかなか、でも1件、あったというのは、すごい成果だなんて、こういった背景があって、蕎麦屋さんが開業されたっていうのは良かったなと思います。

なんていうんですかね、ちょっと話は反れるかもしれないんですが、只見はですね、いろんなお店がないわけです。それなんで、どんなお店がオープンしたとしても、まあ、まず間違いなく、競合しないっていうのが、ある意味、強味なのかなと思ってます。だから、開業はできるというのが一つありまして、だから怖いというのもあるんですけども、なかなか続けていくっていうのがまあ、難しい地域、逆に言うと難しいというところがあるんですが、例え話ですけど、例えば薪エネルギー、薪ステーションの時にも話は聞きました。杉を切ってますね、適切に切ると光が届いて、針葉樹が広葉樹に自然更新していくという話を聞きまして、それは太陽光が届いて新しい広葉樹の芽が育つからだという話を聞きました。だか

ら、ある意味、只見は光はいっぱいあたっているというような状況なのかなって思うんです。ただ、でも、何故、じゃあ、新たな芽がどんどん出てこないのかというと、その光に当たる人がいないからかなというところなんですけれども、そうした時に、例えばですが、じゃあ、光に当たるものが何かと捉えた時には、今のところはやっぱりこれは観光なのかなと考えてしまいます。

お蕎麦屋さんもおそらく、駅前にできたところなのかなとも思うんですけれども、こういった動きはですね、すごくあの、大事なことかなと思います。で、観光というところでまずは手ごたえをつかんで、地域の皆さんにもサービスとして利用いただいて、さらに地元のサービスとして定借していくとか、そういった道筋がまずは良いのかなって思うんですけれども、そうした時ですね、じゃあ、誰がやるのかというところだと思うんです。そうした時に誰がやるか。そのお蕎麦屋さんが開業したりとか、もう既にサービスを提供されてる方は、もう、とっくにやられてますし、廃業されたお店、商店の方というのはこれまで長い間、地元のサービスのためにずっとやられてこられた方ですから、もう、やってる人は既にやってるというのがもう、実際あるのかなと思います。

じゃあ、どういった方が可能性があるかとなると、一つにはやっぱり副業なのかなというところは考えられるかもしれません。こういった新規開業の事業があるということも、もっと広く伝えてほしいなと思いますし、こうした時にですね、まあ、僕は会社員だから関係ないとか、またはですよ、私は公務員だから関係ないなって思う人もいるかもしれない。でも、その点で、副業でどうでしょうかといった部分、公務員に関して、副業に関してはちょっとまた別な機会に議論させてほしいなと思うんですけれども、そういったところ、今回、テーマとして聞きたい、この掘り起こしてというのは、今、そのサービス業やってないけど、ちょっとやってみようかなというところを掘り起こせないかというところでちょっと質問したいなと思います。

いかがでしょうか。こういった、ちょっとやってみませんかというような投げかけを町としてはどういった形で展開できそうか、ちょっと伺います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） そうですね。その働きかけをどういった形ですかということとでありますけれども、開業のためのセミナーのようなことを何年か前に商工会主体となっていて行っているかなというふうに思いますが、そういった取り組みをしていくのが必要、そう

いうことも必要だと思います。やはり、よく、ほかのところでやられているのはチャレンジショップ的なものとか、またはインキュベーター的なところを置いてやるというようなこともあります。そういったいろいろな方策はあると思いますけれども、様々な、まずは相談に乗らせていただいて、それからできる方策を考えていくということが良いのかなというふうに今は考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私からも少し申し上げます。

鳥取県の八頭町というところに、副社長を求むということで、旧小学校の空き校舎を使って、多少の間仕切りとか仕切りはしてありますが、そこで副社長を求むということで会社がいくつか入ってます。なんで会社の社長なのに副社長なんですか。社長じゃないんですか。いやいや、副業の社長だから副社長だということでやっていらっしゃいました。そこは石破総理の出身の町でございますが、3階建てでしたか、そこに、中には弁護士事務所もあったり、あとは訪問看護ステーションも入っていたり、1階が喫茶店になっていたり、本屋があったり、あとはIターンの方がいろいろ手工芸といたしますか、いろんなこう、アクセサリ関係を作ったりということでもいろいろやっていらっしゃいました。やはり、一つは活動できる場所の提供と、事務所、すぐ、自分で見つけることが、事務所とか店舗を見つけてくれるのであればいいんですけど、そういった方のアシスト。あとは、そうすると、法人と個人事業主の場合ありますが、その様々な手続き関係、あとは法務とか税務関係のアシスト、今、課長のほうからセミナーという話ありましたが、やはり、いわゆる伴走支援といたしますか、そういったものを併せてやっていくという考え方でございますので、非常に参考になるなと思って見させていただいてきました。

そして、話少し戻りますが、これはあの、内堀知事から言われていることですが、定住人口は減ってきます。ということで、やはりあの、交流人口を増やしていくということは6人で一人分とか、10人で一人分、様々な説ありますが、個人の一般的な消費は年間120万程度だと言われていて、それが旅行者が6人とか10人来れば、大体それに見合うということで、旅行者、交流人口を増やして経済的なものを確保していきましょうということで、ですから観光に力を入れて福島県はデスティネーションキャンペーンを今年プレ、来年本番、再来年がアフターということでやるんですよと。ですから、4月から6月と言ってますが、首長さん達は一年間だと思って取り組んでくださいということで、この前、挨拶をいただき

ました。ですから、おっしゃるように、そういった観光交流面を盛り上げて、そこには道路とか、鉄道とか、そういったことで来てもらえる手段の充実と併せまして、あとは今、掘り起こしの関係で目黒議員おっしゃっていただいている、今まではどうしても補助とか、支援とかでしたが、やはりその伴走型のところまで踏み込むことが掘り起こしという、ご質問の趣旨に近づいているのかなと思います、私はその町を見てきた時にそのように感じたというのをただ今申し上げたところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） まさにその伴走支援といいますか、一緒にやるというか、先ほども講演会なども、というお話でありましたけれども、まあ、そうですね、講演会もやりながら、伴走支援もやりながら、できればチャンスですね、町としてつくってほしいなっています。

例えば先日のしらかみ樵来た時にも、歓迎のということで、駅前にテントが出てですね、出店された方もいて、賑わったわけですが、まあ、出店ね、毎度お馴染みの方が出られるというのもあると思うんですけども、ああいった場面にですね、今回、せっかくだから会社の同僚を誘って出てみようかなとか、なんか、そういったところですね、もう一步踏み込んだ、なんかその機会をつくるという部分ですかね、これ、是非、挑戦してみたいなと思います。ああいった人気者の列車が来ることは、そうそうあるわけじゃないので、非常に難しいところはあるかもしれませんが、でも、やっぱり、只見線の効果はそこそこ、勿論ありますので、雪崩も収まって、汽車も通るようになりましたし、そういったところがありますから、そうですね、そういった機会を、一步踏み込んだ声掛けというか、そういったところからできるんじゃないかなって思ってます。

ちょっとだけ余談を、余談ばかりですけど、お話すると、この間伺ったんですが、只見線が開通後ですね、意外な効果として、滝神社の賽銭箱の御賽銭が増えたというのがあるそうなんです。これは僕はですね、分析するに、まあ、神社ぐらいしか行くところないしなっているのがあるかなとは思いますが、でも、これも一つの効果だし、すごい個人的な見解を述べちゃうんですけど、駅前の通りがですね、駅から、それから駐在所まで、道路が拡張されて、いわば真っすぐになったんですね。で、これはですね、必ず良いことがあると僕は思ってます、つまり滝神社の参道が真っすぐの道路ができたということなんです。ですからあそこは、今は只見駅前の道路っていうことにはなるんですけども、滝神社の参道だ

っていうふうに見方を変えるとですね、只見町、その駅前の通りが門前町という、そういう形になっていくわけなんです。門前町っていうのはやっぱり繁栄する、中心になる場所です。今は只見線人気ってことでやってるわけですけど、あそこが門前町だということになるとすると、そういった需要というか、観光、そういった新たな何かが生まれるかもしれないし、そういう場所ができたっていうふうに見方を変えれば、じゃあ、お団子がいるんじゃないかと。門前町だというならですね、お団子屋いるのかなとか、そんなふうになっただけでいいなって、せめて前向きな話になれば良いなと思っています。

では、二つ目の質問に移りたいと思います。

これは、今回、ちょっと悩んだんですけど、というのも、これまでいろんな審議会等、町民の方、ご参加いただいていろいろ審議いただいた方に、ある意味、失礼な物言いになっちゃってるのかなとも思いますけれども、やはりその、何度も言いますが、人が減っている中、こういった会に出席する時に、そういった専門知識がある方、見識のある方を求めることも難しくなっているのではないかなと。人口減少は人材減少とも言い換えられると思うんですけども、そういった中、例えば先ほどもありましたけれど、六次化起業化応援事業とかですね、町の補助事業なんかやる時には、この審議会などもやりますけれども、そういった中で、その適正な審議がされているかどうかというところがちょっと、この事業の信頼性という部分でも大きく影響してしまうのではないかなということでちょっと質問しております。

例えばですけど、今度、湯ら里の源泉採掘のための審議会あります。で、この間、委員会で伺いましたけども、その中で町民の方にプラスして温泉研究所の方も入られてるということでしたが、その方の役割をちょっと簡単に教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 温泉中央研究所の方についてはオブザーバーという形でアドバイスをいただきながら審議を円滑に進めていく、いきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。オブザーバーということですね。オブザーバーっていうのは、調べると傍聴者というふうになるわけですけども、そのほかのメンバーの方っていうのは、おそらく温泉に詳しい方かどうか、一応、その辺もちょっと念のため教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 温泉の専門的な知識を持っている方では、町民の方ですので、ありませんので、オブザーバーということで温泉に関する知識を教えていただいて、そういった情報を基に、町民の視点になりますけれども、そういったところでご意見をいただくというか、審議をいただくというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。

そうですね、この答弁書の中にも真ん中ぐらいに、一般町民の方にご参画いただいており、それぞれの立場からのご意見をいただくという部分では一般町民の方のご意見をいただいているということでしょうね。専門というよりはそれぞれの立場で聞いているというか、そういうことですよ。

この新しくできました、産業振興対策事業補助金。これ、今年度からできてるわけですが、これも、これは従来からあった産業振興補助金の引き続きの内容だということですが、従来はこの審議会のメンバーについては非公開だということを伺ってますが、これはどうでしょう。今後も非公開でしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） こちらのほう、産業振興対策補助金の交付要綱ございまして、その中に審査会の委員を第7条で規定しておりますので、非公開ということではないかなというふうに私は思っております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） これは念のためというところですが、例えばこの事業に応募された方がですね、もし、仮に不採択となった時には、その審議の内容が気になっちゃうのかなって思うんです。本当に専門家が来てるのかとか、そういったところですが、そういった根拠となるような内容っていうのは、その事業者に対しては公表されるものでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 通常まあ、そうですね、何故、じゃあ、採択にならなかったというふうに思えばですね、聞かれるというふうに思います。それについて、公開できる範囲でといいますか、通常、ある程度、理由を申し上げてご理解いただくというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） そうですね。わかりました。

そうですね、なんていうのかな、オブザーバーの方がですね、適切にご助言がされるのであれば、そういったことも、まあ、理解されるのかなと受け止めたいと思います。

ちょっと話が、小学校の話にしたいなと思うんですけども、在り方検討会のことをちょっと聞きたいと思います。

これも、町民の方が検討会のメンバーということで入られておりますけれども、勿論、保護者の方だったり、学校関係者の方だったりメンバーになっているとは思いますが、やはりその教育の専門家かという、勿論そうではなくてですね、一般の、僕なんかでも保護者ですけども、そういったメンバーが集まって審議する中で、その審議の進め方というか、そういったものっていうのが、このオブザーバーのような方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） ただ今、小学校改革審議会の委員についてのお質しでございますが、委員の選任にあたっては、これは設置条例を議会の皆様方にご議決をいただきまして、そのうえで選考させていただいているところでございます。委員以外にオブザーバーとしての参加、そういった形式はとってございません。本審議会においては、そういった構成にはなってございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） わかりました。

でも、あれですよ、教育委員会はメンバーに入っているんですよ。ちょっと確認ですけど。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 教育委員会は私もはじめ、教育次長、そして、指導主事の3名、それから担当の主任主査、4名が事務局として加わって審議をさせていただいておりますので、あとそれ以外の委員のメンバーにつきましては、学校の校長先生や、それからあの、有識者等々ありますが、あと保育園や、こども園や、それから小中学校の保護者、そして一般町民というような構成で15名からの構成になってございます。それ以外に教育委員会が事務局として入ってございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。

事務局ということですので、たぶん、議論の輪にはあんまり入るというチャンスはないのかなと思うんですけども、昨年の検討会では統合に向けてという答申が出たということですが、その前の検討会の中では、3校、まだ別でいこうという話があったという経過は伺っております。ですけども、クラス、小学校のですね、クラスに対しての、1クラスあたりの人数がどのぐらい適切かという、一応、人数があるんですよね。で、例えばですけども、小学校1・2年生ですと30人、3年生から6年ですと30人程度、上限は33人というのが一応、クラスの適切な人数というのが一応、これは令和7年度福島県学級編成基準として一応示されているというところがあります。

で、ちょっと資料がいただきましたので、ちょっとだけ、読み上げますけれども、今、小学校、只見町の三つの小学校合わせて、1年生で17名、2年生が27名、3年生が17名、4年生が20名、5年生が20名、6年生が27名ということで、いずれも30名よりは下回っているということです。これはですね、去年、初めて30人を下回ったということはきつなくてですね、前回の審議会、在り方検討会の中でも、こうなることは当然、予見できたと思いますし、そういった時に、まずは教育委員会として、委員の皆さんに情報提供として、例えばクラスあたりの人数はこれぐらいだよっていうのをお伝えされたかどうかということちょっと伺いたいですけれども。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 小学校における適正な学級、児童数の指針については、国・県から示されておりますので、それと現状、それから今後の推移も含めまして、実際に表でお示しをして、資料でお示しをしながら小学校の在り方については検討してきたところでございます。

なお、県では30人学級程度ということで推奨しておりますが、これは地域の実情によって、その学級編成は組むことができるということになってございますので、只見町のこれまでの、そしてこれからの状況からして、現在の3校の在り方が当面、この状態が只見町では適正であろうということでこれまできたところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 勿論あの、3校統合というのは人数の事ばかりではないでしょうから、ひとつこれはあの、そういった経過があったということで理解したいと思います。

では、最後に町長に伺いたいと思います。

こうした審議会のですね、やはり専門家、昔は町内でも良かったかもしれませんが、やはり人口減少で専門家がいないというような状況になってます。今後、こういった人達というのは、こういった専門家は、外部にお願いするしかなくなるのかなと思うんですけども、例えば、専門家を招く、オブザーバーということであれば、例えば、我々、議会議員でもいいのかなと思うんですが、そういったことにはなるんでしょうか。その辺ちょっと伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、様々な審議会ございまして、そういった中で、より客観的で、且つ、財政的な面だけではなくて、町の将来の方向性を定める指針の審議会等がございますので、やはり委員の方の選任とともに、その審議がより公平で適正に行われるということはとても大事なことだというふうに思っております。

そういった中でどうしてもあの、一番は、ここに住む人、住み続ける人、やはり、住民の方々の意志・意向っていうのを最も尊重しなければいけないのかなというふうに思います。ただ、専門分野等においては、議員おっしゃるように、形は様々あるかと思いますが、専門の方々の知見とか、そういったものをお話していただいて、そのより良い方向性を導き出していきたいという考え方は私もそのように思っております。

そういった中で議員の方というお話ですが、これは基本的には議会の中でご協議・ご検討いただく事柄かなというふうに思いますので、これは私のほうに問い合わせいただきましたけど、私としてはその返答は差し控えさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 今、町長言われたように、これは何年か前に、前の前の議会の時なんですけど、審議会の委員に、まだその頃は議員が入っていたんです。そして、前の前の議会の時に、その審議会で上がってきた意見を、今度は議会で審査するんだから、議員は審議委員には相応しくないという意見で、直してもらった経緯があるんですよ。だから今、議員はそういう審議会には入ってない、そういう経緯ですけどね、経緯があります。そういう審議会のほら、表彰者の審議会なんていうのあるんですよ。そうすると、自分の名前が上がってく

る場合もあるものですから、そういうことで相応しくないということで議会のほうで断った、一切受けないからという、前の前の議長の時に、そういう経緯がありますので、参考にしていただきたいというふうに思います。

目黒道人君。

○５番（目黒道人君） 勉強になりました。

これで終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、５番、目黒道人君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時、休議いたします。

開始予定は２時５０分にいたします。

休憩 午後２時３１分

再開 午後２時５０分

○議長（佐藤孝義君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第２、議案第３０号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明してください。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第30号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正が10月1日に施行されるということで、それに対応するため本条例の改正をさせていただくものでございます。

今ほど配付をさせていただきました新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページでございます。第8条の3の4項につきましては、条ずれの改正をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして2ページです。今回、この部分について追加をさせていただく内容となります。内容としましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等ということで、第17条の2におきまして、妊娠、出産等について申し出をした職員に意向確認、また次に掲げる措置を講じなければならないということで追加をするものでございます。

内容としましては1から3号にございます。

第1号につきましては、仕事と育児との両立に資する制度等、出生時両立支援制度等と申しますが、それに関する情報の提供を行うこと。また、第2号としまして、その支援制度の利用に係る意向確認をすること。第3号におきまして、申出に係るこの心身の状況または育児に係る申し出をした職員の家庭の状況に起因して、当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情がある場合には、その改善に資する事項について意向確認をするということになってございます。

第2項としましては、内容としては同じになりますが、3歳に満たない子を養育する場合、職員に対しても同様な意向確認、または制度の情報提供を行うということになってございます。

第3項におきまして、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取り扱いにあたっては当該以降、その申出について配慮しなければならないということで配慮規定を追加するものでございます。

17条の3以降につきましては条ずれの改正をさせていただくものでございます。

最後、附則になりますが、この改正条例につきましては10月1日施行とさせていただくものでございますが、次の規定については公布の日から施行するということで、今ほど申し

上げました措置、意向確認等については、施行前からできるということでの経過措置を追加させていただくものでございます。

今ほどあの、意向確認、まだ制度ということで説明をさせていただきましたが、制度としては現行あります育児時短勤務、また部分休業、週休日、勤務時間との割り振り等々の現状ある制度の利用等について、情報提供また利用の意向確認を行うということで整理をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これ、それぞれの確認での、これ、任命権者があたるとなってますけども、実際にこれ、庁内では、これ、任命権者の場合、町長と読み取れますけど、これ、全部、町長が行うんですか。それとも職員の場合、それぞれの所属の課長のところで行うのか、それはどんなふうになりますか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問についてでございます。

条例上は任命権者となっておりますが、実際に事務をさせていただくものは人事担当課である総務企画課において情報提供また意向確認等させていただいて、それを町長のほうに報告をさせていただくということで運用をさせていただいてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 30 号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 3、議案第 31 号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましても、10月1日施行になります地方公務員の育児休業等に関する法律。この一部改正に伴います改正となっております。

新旧対照表、お配りした資料でご説明をさせていただきたいと思います。

これまで育児休業、部分休業という部分、第15条にございますが、この部分につきましては、勤務日数については勤務日ごとの勤務時間を考慮してという部分ございましたが、勤務日の日数というところに改正をするものでございます。

これにつきましては、次の部分に関わってきますが、第16条がこれまで部分休業ということで育児休業に係る部分休業については一つの種類が定められておりました。これが法改正に伴いまして2種類できたということになりますので、現行の16条に規定される部分休

業については育児休業法でいう第1号部分休業ということに名称を変更するものでございます。内容としましてはこれまでと同様に、常勤職員の場合には一日の勤務時間から5時間45分を引いた時間、ざっくりと2時間、一日あたり2時間を限度としての部分休業の取得ということになってございました。

2ページ目に新たに追加したものになりますが、第16条の2ということで、第2号部分休業というものが追加になってございます。これにつきましては、時間については一日あたり1時間を単位として取得できるということになってございます。で、1時間単位として勤務時間、全てを休業することも可能ということで、一日休業することも可能になったということになってございます。

で、第16条の3におきましては、その期間、育児休業法で定める部分の一年の期間について条例においては毎年4月1日から翌年3月31日までの期間と定めるということになってございます。

で、第16条の4でございますけども、その一年の期間の中にどれだけの部分休業を取ることができるかという定めをこの16条の4で規定をさせていただくものでございますが、非常勤職員以外の職員、常勤の職員の場合には77時間30分ということで、日数にしますと10日間の部分休業が取得できます。非常勤職員の場合には当該職員の1勤務日、1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間ということで、これも日数にすると10日間ということになります。

で、16条の5で法第19条3項の条例で定める特別の事情というものについて規定をさせていただいてございます。内容としましては配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の申請時に予測できなかった事実が生じることによって、職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事象という部分を特別の事情ということで定めさせていただいているものでございます。

3ページにつきましては条ずれ等の整理をさせていただいてございます。

附則につきましては、施行日を10月1日ということにさせていただいて、経過措置として令和7年度につきましては取得できる日数、時間数、先ほど16条の4で定めて、10日間と定めてございますが、今年度につきましては2分の1とすることで5日間ということで経過措置を定めさせていただいているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） この条例の適用する職員というのは、ここでいう職員は正規の職員、それと任期付職員の扱いはどんなふうになるか。そこについてお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ここの部分で常勤職員と非常勤職員とございますので、一般職と会計年度任用職員にも適用されるものでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 3 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 4、議案第 3 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第３２号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、諸物価高騰等に伴いまして、今回、議員の皆様の費用弁償のうち宿泊費の部分について改定をさせていただくものでございます。

別表第１中、１万３，１００円。これは甲地方の部分になりますが、都市部、大都市圏、東京・大阪等への旅行した場合の宿泊料。これにつきましては１万３，１００円を１万４，８００円に、それ以外の乙地方につきましては１万１，８００円を１万３，３００円にそれぞれ増額改訂をさせていただくものでございます。

施行日については７月１日から施行させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第３２号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第５、議案第３３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明をお願いします。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第３３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、大きく二つございます。

まず、１点目でございますが、一つ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律。この改正が今後予定されております参議院議員の選挙執行に合わせまして改正されます。その改正に伴いまして、町の選挙に係る報酬、選挙長、また投票立会人等々の報酬についても改訂をさせていただくものでございます。

今回、条例改正にあたりましては、これまで日額を明記して定めさせていただいておりましたが、改正分の内容につきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の第１４条第１項に規定する額ということで、改正ごとに条例改正をしなくてよい形での改正をさせていただくものでございます。

もう１点につきましては、水道事業及び農業集落排水事業運営審議会。今年度、審議会の開催を予定してございますので報酬に追加をさせていただくものでございます。

裏面。附則でございますが、適用については４月１日から適用させていただいて、第２項におきまして附属機関条例にも水道事業及び農業集落排水事業運営審議会の欄を追加させていただくことを附則の改正で追加をさせていただくものでございます。

ちなみに、今回、選挙に関する報酬改定でございますが、これまで投票管理者ですと1万1,000円でしたが、改正後は1万4,500円。期日前の投票管理者については1万2,800円。投票立会人については9,400円が1万2,400円。期日前投票立会人については、これも9,400円が1万900円。投票管理者についても1万2,200円等々、報酬額が増額になって改訂をされる予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） またこの法律、俺、わかんねえだが、要は条例に規定する分として、額を国会議員の選挙の執行経費の基準にする法律に規定する額ということで、これに金額そのものが決まっているので、改正されればそれに準じて改正されるというようなことかな。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどお質しいただいたとおりでございます。法律が改正されると町の条例に定める報酬額も自動的にそれに合わせるという形での条例改正をさせていただくものでございます。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務企画課長（増田栄助君） そのとおりです。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第34号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例改正につきましても、先ほどの第32号と内容は同様でございます。町長及び副町長、教育長の旅費の宿泊料の部分について議員の皆様と同額に改訂をさせていただくものでございます。甲地方については1万4,800円、乙地方について1万3,300円という改訂をお願いするものでございます。

施行日は7月1日から予定してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第３４号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第７、議案第３５号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第３５号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましても、先ほどの旅費の改訂と同様になりますが、別表１におきまして、甲地方につきましてもは職員の旅費については１万９００円を１万３，１００円、乙地方につきましてもは９，８００円を１万１，８００円ということで増額改訂をさせていただくものでございます。

施行日は７月１日から予定してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番、鈴木好行君。

○１０番（鈴木好行君） これ、宿泊費に関する規定だと思うんですけども、町長や議員の

方々と、あと職員等のこの旅費に差が、この格差が生じているのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） これにつきましては、特別職と一般職という違い、また、以前にお聞きした話では、町長、特別職の方々については利用されるところもまた若干、一般職と違う場合もあるというようなことでの格差があるというふうに聞いておりますので、それに倣っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに。

鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 昨今、ものすごく宿泊費、値上がりしております。普通のビジネスホテルに泊まってもこの値段で泊まれないという場合も多いです。ですから、その辺のところ、ちゃんと事情を鑑みていただいて、そして、やっぱり、泊まる場所、そんなにあの、違うとは思われません。今の時代。ほぼほぼ同じようなところに宿泊してるんじゃないかなというふうに感じておりますので、今後、こういった時には、そういったことも考慮に入れて考えていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

今後、そういった部分について考慮していただいたうえで検討させていただきたいというふうに思います。

なお、額につきましては、ほぼほぼ、東京都で職員が利用するホテル、町村開館であったり、グリーンパレスであったり、そういった部分を参考にさせていただいての職員の額の決定にはさせていただいたところでございます。

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） やっぱり値段が違うことが、ちょっとやっぱり腑に落ちないなというところです。例えば、1,000円ぐらい違うということですけど、それによってそのセキュリティ、町長がですね、町長や議長がセキュリティの高い部屋に泊まれるのかというと、な

かなかそういったこともきつとないでしょうし、朝食が付くか・付かないかぐらいの差であれば同じでもいいのかなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ご意見ありがとうございます。

そういったことも踏まえまして、今後検討させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 3 5 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 5 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 8、議案第 3 6 号 黒谷発電所地域振興対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第36号 黒谷発電所地域振興対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例ということで、本基金条例につきましては、平成2年に当時、基金の額1億2,861万8,000円で設置をされたものでございますが、以降、黒谷地区の振興対策等に活用させていただいて、最終的に利子を含めまして1億5,732万443円の事業への充当をさせていただいて、6年度におきまして金額全て活用、処分させていただいたことから、条例の廃止をさせていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第36号 黒谷発電所地域振興対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第9、議案第37号 只見町税条例の一部を改正する条例

を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明ください。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、只見町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

今ほどお配りいたしました一枚目の資料をご覧いただきたいと思います。

議案第37号資料としまして、只見町税条例の改正概要、議案分ということで資料のほうを配付させていただきました。

こちらにつきましては令和7年度の税制改正に伴う只見町の税条例を改正するものでございます。

まず条例、左側になりますが、第34条の2ということで、令和8年1月1日にこの度の税制の改正に伴いまして控除すべき金額について特定親族特別控除というのが追加されます。こちらにつきましては、現在の人手不足などの状況に鑑みまして、大学生のアルバイトが就業調整というようなことがございまして、大学生がアルバイトをした場合に通常の103万円を超えてしまうと控除がなくなってしまうといったものを是正するものでございます。配偶者特別控除というのがございまして、収入によりまして配偶者等親族につきましては控除がございしますので、そちらと同様に大学生、19歳から23歳までの年齢に該当する子たちの部分について、同様に働いた分、特別控除として創設されるものでございます。そちらの新設される特定親族特別控除というのを記載を34条の2で追加をさせていただいております。

併せまして、36条の2、36条3の2、それから36条の3の3までにつきましては同様の改正に伴う親族、特定親族といったものの追加の条例の改正となってございます。

一番最下段になりますが、附則第16条の2の2というところで、加熱式たばこに係ります市町村のたばこ税の課税の特例の改正がございまして。改正の施行は令和8年4月1日、来年の4月1日になりますが、法律の改正に合わせて新設されるものでございます。こちらに

つきましては、加熱式たばこに係る市町村のたばこ税の課税標準の特例の見直しがございましたので、これまでグラム等で課税をされておりましたが、本数による課税の見直しというようなところございましたので、そちらの法改正に合わせたもので改正をさせていただくものでございます。

次のページから新旧対照表になります。

まず1 ページ目になりますが、34条の2といたしまして、所得控除の分で中段からになりますが、これまで配偶者特別控除というところございましたが、不用控除額又は特定親族特別控除額ということで追加をさせていただくものとなってございます。その下、36条の2、次のページにまいります。中段におきまして規定いたしました特定親族特別控除額ということで、こちらのほうに追加をさせていただいております。併せまして、3 ページ目、左側が追加内容になりますけども、扶養親族又は特定親族ということで追加をさせていただいております。その下、36条の3の3、最下段になりますが、今ほどの条例改正の部分の内容についてこちらに追加で記載をさせていただいているところでございます。次のページ、4 ページ目でございます。中ほどになりますが、同様に扶養親族の氏名という記載を行うようになってございます。それから附則のほうで、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例ということで、今般、見直しをされました内容について附則のほうで第16条の2の2ということで、こちらの条文を追加させていただいております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第３７号 只見町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第１０、議案第３８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第３８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきますと思います。

こちらの改正内容につきましては、今年度の県から示された納めるべき納付金に基づきまして必要な額、税率等を算出し、税率等の改正をお願いするものであります。

はじめに、条例改正をいたします税率等の説明に入る前に、国民健康保険の制度並びに只見町の国民健康保険の現状等を保健福祉課長から説明を行いまして、その内容に基づきまして私のほうから保険税の改正についてご説明をさせていただきますので、お願いをいたします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、ただ今お配りしました資料のクリップを取っていただいて、二つ目にある基金活用に関する検討結果という資料に基づいて私のほうから少し

説明をさせていただきたいと思います。

税率改定にあたりまして、その検討内容についての説明となりますけれども、こちらにつきましては5月23日に、国保の運営協議会のほうで原案妥当ということで承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

令和11年度から、保険税率が統一されるということで県からロードマップが示されております。今年度から様々な調整が始まりますので、基金の取扱い等についてもその中で示されたということで、それらを踏まえまして今後の考え方を今回整理をさせていただきました。

1枚目の基金活用に関する検討結果ということで、これまでも様々説明をさせていただきましたが、これまでの基金活用に関する内容ということで保険料率の統一に向けて保険税が上昇が予想される保険税の激変緩和に基金を使いたいということで今までも説明をさせていただいております。

現状といたしましては、県への納付金の額が当初の想定よりも低い状態で推移をしております。また、令和7年度から保険料の統一に向けた交付金の見直しというのが始まりまして、若干影響が出ているということ。あとはロードマップにおいて県から激変緩和に使用できる年限というものが示されてございます。あとは納付金の上昇につきましては、令和11年度までは続くだろうという見通しと、その後は落ち着くであろうというような現状になってございます。

基金の額に関する考え方につきましては、保険料統一後の残高、県が示した残高につきましては、当該年度の納付金の約5から10パーセントが適当というふうに示されてございます。また、保険料の統一後につきましては、特例として14年までは可能なんですけれども、激変の緩和に基金を使うことができないというような状況になってございます。

そういったこともありますことから、基金は先ほどの一般質問にもありましたけれども、税の余剰金ということを鑑みまして、できるだけ短期間の間に現在の被保険者に還元をすべきというような考え方になってございます。

結論としましては、基金残高を5パーセントは確保しつつも、激変緩和が認められる限度である令和14年度まで、毎年800万円ずつ活用をしていきたい。ただし、統一保険料が令和8年度末に示されますので、その令和9年度及び歳入歳出のバランスがある程度落ち着くであろうと予想される令和12年度にですね、現在と異なる状況が発生している可能性も考えられるので方針を見直したいというのが現時点での考え方ということになります。

おめくりいただきまして、横になりますけれども、こちらが県から示されたロードマップということになってございます。

フェイズといたしましては、統一に向けた移行期間、現在、令和7年度が移行期間である。で、令和11年度から保険料・保険税の水準の統一が始まります。項目の一番左側を見ていただきたいんですけども、納付金の算定に関することということで、医療費指数反映計数 α の調整とあります。こちら医療費指数が低い場合には納付金が低く抑えられていたという状況でありました。只見につきましては医療機関も少ないということで、医療費指数が低かったんですけども、令和7年度からのところを見ていただくと、毎年20パーセントずつ医療費指数を反映しない納付金に変わっていきます。これが納付金が今後上昇が見込まれる要因となってございます。

さらに、その二つ下の収納率反映計数 δ の調整とございます。今までは収納率については反映されていなかったんですけども、令和7年度、今年度から、こちら20パーセントずつ、収納率が下がると納付金が上昇するというような形に変わっていきます。

その下の経費・公費の県単位化というのがあります。こちらについては、今までは市町村ごとに交付金をいただいていた部分があるんですけども、こちらが今年度から、こちら20パーセントずつ県単位化になりますので、町でもらう分の金額が少しずつ減っていくという流れになります。

税率につきましては、令和8年度末に令和11年から始まる統一の保険料率が示されるという状況になります。

その下の、激変緩和配慮期間から下なんですけれども、市町村基金のところをご覧ください。きたいんですけども、一番下でございます。積立につきましては、積み立ては今後も可能ですということです。しかしながら、各市町村の当該年度の納付金の5から10パーセント程度が保有規模の目安となってございます。

取崩しについてでございます。こちらにつきましては、収納不足等の場合には今後も基金等は使えるというようになってございますけれども、激変緩和、保険料を軽減するための活用につきましては令和14年度までというふうに年限が決められてございます。

また、市町村独自の事業等につきましても令和17年度までというような形で基金の使い方等々について示されているところでございます。

3ページまいりまして、現状、想定よりも低い状態で推移しているというところでござい

ますけれども、令和４年度の町の試算から比べますと、令和７年度のシミュレーションの結果が５月末に出たわけなんですけれども、想定よりも納付金ベースあるいは保険料ベースでも低く推移をしているという状況です。あと県全体で見ましても、こちらも低く推移しているということで、当初の想定よりは納付金の額は増えないのではないかなというのが想定をされております。

４ページまいりまして、こちらが今の現在の基金の状況でございます。６年度末の基金残高につきましては６，９７８万８，１３４円になってございます。先ほど説明しましたとおり、令和７年度の納付金の額から大体、残高を５パーセント残して、という計算をしますと、大体６，５００万円程度、基金を使えるという状況になります。

そういった中で、その比較表の一番上を見ていただきたいんですけれども、一番最初に説明しましたとおり、令和１４年度まで、残高を５パーセント残して、毎年８００万円使っていくとなりますと、今の現状の計算ですと、このような形になると、基金残高が約５８０万弱残っていけるというような状況になるということでございます。

５ページにまいりまして、ここからが税率の算出の資料になるわけなんですけれども、一番上の箱の納付金額①をご覧くださいますと、こちらが県からきました本算定による今年度の納付金の額ということになります。９，０２６万８，０６６円となつてございます。前年度から４８０万円ほど増となっております。隣、調整額＋②というのは、他会計の繰出分ということで、国保施設会計への繰出分になってございます。そこから右側にずれまして調整額、－③ということで、こちらは県から交付される歳入する額という状況になっておりますけれども、こちらも前年度から歳入の額が２９０万円ほど減っているという状況になります。

ここから計算しますと、保険税の総額としては８，３５６万１，６２０円という数字が出ますけれども、そこに収納率を割り返しまして、８，７００万円ほど、保険料としては必要ではないかという状況です。

そこから保険基盤安定繰入ということで、軽減分を一般会計からこちらは繰入れますので、その分を差し引きまして保険税の所要額を割り出してございます。そこが７，６７７万５，０００円と。そこに、基金として８００万円を入れることで、最終的には保険税として収納しなければいけない額というのを約６，８７７万５，０００円としているものでございます。

こちらの所要額から町民生活課のほうで税として集めるにあたって、税率を計算していただいております。それが、ちょっと飛びますけれども、１０ページ目、１０ページ目・１１

ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらがその根拠資料となつてございます。基金800万円を入れまして、医療支援金分及び介護納付金分となつてございます。世帯数としましては513世帯、被保険者数としては737人、医療支援金分でございますけれども、前年度から被保険者は43人の減、世帯は20世帯ほど減となっております。また、一人当たりの平均課税所得につきましては右の一番下ですけれども58万4,808円ということで、約10万円ほど伸びているといったものが出されております。

また、11ページが介護納付金分ですけれども、こちらも世帯数は187世帯、被保険者数220人ということで、前年度から15人の減、世帯数としては9世帯減となっております。平均課税所得につきましては、こちらも前年度比で10万円ほど伸びているという状況となっております。

こういった中で、税率を計算していただきまして、もう一回、今度、6ページに戻っていただきたいんですけれども、保険税試算結果の比較ということで、今年度の税率を先ほどの試算表から算定をしていただきまして、基金を800万円を入れたのが一番下の表の税率となっております。6年度が、前年度、6年度分の税率が一番上に書いてございますので、6年度と比較をしますと、約、税率については全体で1.52パーセントの上昇、均等割については、一人当たりですけれども8,500円、平等割は7,400円という形で上昇しているというような計算になってございます。

今回の税率算定にあたっての検討の内容については以上になりますが、7ページ以降の関連資料につきましては、今説明した部分と重なり合う部分ございますので、後程ご覧をいただければと思います。

私のほうからの説明は以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、条文のほうの説明をさせていただきたいと思ひます。

今ほど全体の内容につきましては、保健福祉課長のほうからご説明をさせていただきました。

資料のほう、9ページ目、一旦、ご覧いただきたいと思ひます。

9ページ目、最上段になりますが、令和7年度 国保税に係る6月補正についてというこ

とで、(1)としまして基金800万円を入れた保険税率ということで記載をさせていただいております。医療につきましては6.35、均等割2万6,000円、1万6,000円。後期分につきましては2.44、1万円、6,100円。介護分につきましては1.93、均等割1万1,200円、平等割5,600円ということで、所要額のほうから算出をさせていただきました税率及び均等割・平等割額がそれぞれのこちらの額となっております。

こちらのほうに基づきまして、只見町の国民健康保険税条例のほうを改正する内容でございます。

条文、新旧対照表のほうでご覧いただきたいと思います。

改正後が左側、現行が右側になります。

まず第3条ということで、第3条の改正後の案ですが、100分の6.35ということになってございます。こちらにつきましては今ほどの医療分の6.35の改正に伴うものでございます。

その下、第4条になりますが、2万6,000円とするということで、こちらが均等割の額を改正をするものでございます。

その下、第4条の2の第1号、次のページにまたがりますが、以外の世帯1万6,000円、特定世帯8,000円、特定継続世帯1万2,000円ということで、こちらにつきましては平等割のほうの額をそれぞれ改定をさせていただくものとなっております。平等割の医療分につきましては1万6,000円の改訂をさせていただきました。そこに合わせまして特定世帯、特定継続世帯がございますので、そちらの部分についても改正になった内容をこの第4条のほうで改正をさせていただいております。

続きまして、第5条になります。第5条につきましては2.44を乗じて算定するとなっております。こちらにつきましては後期高齢者支援等の課税額の所得割です。こちらのほうを2.44とさせていただいております。

併せまして、第6条はそれの均等割ということで1万円に改訂する内容でございます。

第6条の2ということで、その下、(1)、次のページにまたがりまして(2)、(3)とございます。こちら後期高齢分のそれぞれの平等割の額と特定世帯、特定継続世帯の額ということで、それぞれ6条のほうで改正をさせていただいております。

第7条につきましては1.93を乗じてということで、こちらが介護分の改訂になった部分を第7条で、所得割の分の乗率をこちらで改正させていただいております。

併せまして、第8条で均等割額の改正。

第8条の2、その下になりますが、5,600円とするということで、平等割について改正をさせていただいております。

その下になりますが、第22条ということで3ページ目から記載をさせていただいております。

次の4ページ目ご覧いただきたいと思います。

下段のほうになりますが、アからイ・ウ・エ・オということでございます。そちらにつきましては未就学児の医療分の均等割、それぞれ7割の軽減世帯、5割、2割、その他の世帯ということで、それぞれ均等割の減額分についてこちらのほうで従前の分と併せまして改訂をさせていただいたものがこの左側となっております。

5ページ目の(2)からになりますが、こちらにつきましては未就学児の支援分の均等割。先ほどの(1)のほうは医療分の均等割でしたが、(2)のほうは未就学児の支援金分の均等割ということで、それぞれ7割軽減世帯、5割、2割ということで、その他の世帯、それぞれ額がございますので、そちらのほうを改正させていただいているところでございます。

続いて、(3)に…

失礼いたしました。続いて、ページ、8ページ目まで飛びます。

8ページ目の中ほどから、今度、2ということになります。こちらのほう、国民健康保険税の部分の改正になりますが、同様に、こちらの部分、(1)から(2)、3号ということで続いていきますけども、それぞれ、産前産後の部分の医療分、支援分、介護分ということで、それぞれ減免になる分を、それぞれの条項において改訂した内容ですね、こちらの分は減額した額になりますが、従前のものと併せて、今回の算定に基づきまして計算をし直したものをそれぞれ改定をさせていただいているところでございます。

こちら、多岐にわたりまして、非常に制度が複雑となっておりますが、軽減世帯等がございまして、それぞれの軽減世帯、それから併せまして、制度によります未就学児、それから産前産後、そういった制度がございますので、そういった部分に関して、それぞれ今回、税率を直させていただいた中で改めて計算をして反映をさせていただいているところでございます。

説明については以上となります。

長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君） とにかく、わかんねえ。わかんねえんで、まずあの、特定世帯、特定同一世帯所属者。これを平たく言うと、どういうことなのか教えてもらいたい。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 説明のほうで漏れまして大変失礼しました。

まず、特定世帯と特定継続世帯というのがございます。

特定世帯につきましては、国保税の加入者が後期高齢の中に移動いたしまして、世帯の中で一人だけになったような場合に、非常に増額が大きくなるので、5 年間、その均等割を半額とする制度となつてございます。その後、5 年間過ぎますと、3 年間は特定継続世帯のほうに移行しまして、それについては4分の3を免除するという事で、そういったのが3年間、制度の中でありまして、その制度の中で特定世帯と特定継続世帯ということで分けさせていただいておりまして、そちらの分、それぞれ減額する部分を条項の改正の中に盛り込んでございますので、今回も併せて直させていただいた形となつてございます。

○議長（佐藤孝義君） 3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君） どうも、この理解が一つのこの、条例改正の節目のような気がすんだけど、もう一回、特定世帯というものを確認すると、普通の国民健康保険加入世帯の中から、高齢者世帯に、誰かが高齢者として抜けたりした時に、例えばその世帯に一人だけ残った国民健康保険の被保険者世帯という意味を、それが5 年間という意味なのか。そして、その5 年間で延長できる期間が3 年間あるというふうな考えでいいのかな。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今ほどの件ですが、おっしゃっていただいたとおり、まずあの、同一の世帯の中で後期高齢のほうに移行しまして、一人だけ国保に残った場合に、5 年間、その世帯の国保税の平等割を半額にするのが5 年間続くのが今言った特定世帯です。その5 年が終わった後で、特定継続世帯のほうになりまして、3 年間は今度は4分の1軽減する形ということで、そういった制度がございまして、その制度の中を条文の中に表した部分が今の改訂の部分となつてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

9 番、矢沢明伸君。

○9 番（矢沢明伸君） 基金活用に関する検討結果ということで説明がありまして、令和 11 年度の保険料統一に向けて基金を 800 万円、毎年充当していくということで、最終的には 500 万円ほどってということで、毎年度の算定の中で 800 万円を限度としながら、いろいろ調整していくという説明も受けております。ただ、本当にあの、14 年度以降は保険料が上がっていく要素があるんですが、基金としての充当する部分が本当少なくなっていくという、そういうふうな心配が一つあります。

それから、あとはあの、2 ページのほうで、納付金の算定の関係で医療費指数だとか、収納率の反映。これはそのうち良くなれば、大きく反映されるということではあるんですが、一番は医療費指数。これが本当に、只見町にも都市部とか、そちらのほうの大きく医療費掛かっているところの影響もある、もろに受けるというような状況かなと思います。そうなりと本当に、これから保険料は間違いなく上がっていくというような感じが見てとれます。

それで、今まで国保の事業が町村単独でなかなか維持ができないということで、こういう流れになったかと思うんですが、それであの、今までも各国保のほうで医療費をなるべく少なくしようというような取り組みがされてきておると思います。特に保健指導だとか、そういう形で行われてきてると思うんですが、今後、そういうふうな医療費の削減の努力というか、効果というものが、こういう収納率、保険料率に算定というか、そういう分は加味されないのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、勿論あの、全体として医療費削減については取り組んでいかなければならない事柄だと思っております。やっぱり適正受診、あとは予防医療といった形で保健福祉課としては取り組んでまいりたいところではございますけれども、そうですね、そういった取り組み自体を納付金の算定に大きく影響があるという話はちょっと私も聞いてはおりませんが、全体の中では今後も取り組んでいくと。しかしながら、どうしても医療費指数が今までは反映されていたものがなくなるということは、おそらく納付金自体は上がっていくだろうというふうに思われますので、ここをどういった形で今後、国保として、町としては税という形でどのように対応していくのかというのは慎重に見極めながら進めていくことになるのかなというふうには考えております。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、矢沢明伸君。

○9 番（矢沢明伸君） 医療費資源が少ない地域であって、また、医療費を多くかからないように、その負担をなるべく保険料を少なくしようという努力が、只見町も特にそうやってこられたと思うんですが、そういう部分が全然反映されなくなると、保健指導、何のためっていうかな、個人の健康維持のためもあるんですが、やはり皆さんの負担を少なくしていこうという部分も大きな意図があるわけですが、それが全然反映されないとなると、本当に、努力の結果、何も見えてこないというか、そういう部分は何かの機会というか、各町村も似たような部分があるかと思いますので、そういう意見を是非、この広域化の中でも結果に反映ができるような形があればと思うので意見として申し上げました。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 勿論、医療費の削減については、やはり県全体でも話題になってございます。実は福島県自体が、非常に健康指数が低くて、全国的にワーストの状態になっております。県、国保連合会自体でもそうなんですけれども、県全体で、そういった健康指標を上げていこうという取り組みはしておりますし、只見町についても国の指標は満たしていないものの、県の指標であるとかは満たしている部分もありますので、只見町だけではなくて、やっぱり福島県全体でこういったところは見直していくという取り組みはされておりますので、そこも引き続き、我々としても取り組んではいきたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） いろいろ資料を配付していただいて、それでまあ、県のロードマップからの、この算定されているんですが、一つあの、今の町民のおかれている生活実態からの状況、非常な物価高で生活苦という中での、そういうのを検討課題として、この税率の改訂の中では議論、町当局の中で議論されたのか。それが1点。

もう1点は、この条例での全てについて、所得割から平等割、均等割含めて、それぞれ全部、値上げになっているんですが、値上げの条例ですけど、これで新たにこの値上げ前と値上げ後のこの金額、いくらになるか。それを、他の例であれなんでしょうけど、資料がいっぱいなんで、よくわかんないんで、そこをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のお質しの生活苦、物価高につきましては、これにつ

いては国保世帯だけの話に限ったことではないのかなと思いますので、今回の税率算定にあたっては生活苦、物価高について特段、検討はしてございません。この問題については別の方面で本来、検討すべき内容なのかなというふうに思っております。

またあの、前年度からの比較、令和6年度の比較につきましては、今回配付させていただきました資料の12ページ・13ページを見ていただきますと、試算例でございますので、これは世帯人数、あとは所得によりまして、必ずしもこうならない場合もありますが、試算例ということで、世帯二人で、所得額、12ページの場合ですと、例1、被保険者二人、所得額が156万円の場合につきましては、令和6年度の税率であれば、15万5,100円だったものが約3万8,300円、300円上昇するというような形になっております。こちらについては各世帯ごとに条件違いますので、必ずしもこれだけ上がるという世帯ばかりでもありませんけれども、試算としては上昇は間違いないというような状況でございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 個別の金額は今、保健福祉課長から答弁ありましたけど、これ、国保加入者全体を見ると、いくらの値上がりになるか、合計の金額。それを知りたいんですけど。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それで申し上げますと、資料の14ページをご覧くださいと思います。

こちらがあので、国民健康保険事業特別会計の予算になっておりまして、今回、6月補正でお願いをするものでございますけれども、当初予算では、仮算定の段階で予算を計上させていただいておりまして、今回、6月補正ということで、歳入の国民健康保険税のところでは、929万6,000円の増ということで計上させていただいておりますので、基本的には、前年度と比較ではありませんが、これだけ増えるということで計上をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 大体の流れのほう承知しました。丁寧なご説明をいただきました。

8・9ページですね、基金活用に関する検討のほうの8・9ページでちょっと伺いたいと思います。

8 ページのところの、保険基盤安定繰入金。(6) 番の、この計算式のところでございます。
ここの合計が1, 000 万ほどでしょうかね、というところがあるんですけども、ここが
当初予算で申しますと、国・県から保険基盤安定負担金というのが国と県から入ってきてい
るんですが、細かい数字では確認したいというわけではなくて、基本的には国・県から、こ
の自治体に、この保険の基盤を安定しましょうということで、交付金なのか、そういうお金
がきているという、まず認識でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 公費負担ということで、国及び県、そして市町村でそれぞれ
に負担する分がありますので、その分は保険税プラスできてございます。

○議長（佐藤孝義君） 4 番、菅家忠君。

○4 番（菅家 忠君） とても理解ができました。

9 ページのところの下段のところの、今のところ只見町の想定としましては、令和14年
度まで毎年800 万の基金を使っていきたいと、そうすると、課長が申し上げたとおり
500 万の、5 パーセントぐらいの基金が残る形で使っていこうということだというふう
に承知をしました。

そのうえでですね、ちょっとあの、私、先ほどの自分の資料なんですけれども、町民の皆
様にご説明する時に、これから段々上がりますよと。今のところは大体、介護の保険を払っ
てない方というのは、こなすと大体7 パーセントぐらい、所得の7 パーセントぐらいかなと。
で、介護の段階の方は大体10 パーセントぐらいかなという形で捉えております。それが、
令和11年度・12年度ほどだとかには、11年度までにはその後は落ち着く想定というふう
に記載されておりますので、大体、皆さんのその所得の何パーセントぐらいが国保税にな
るのかというのが、一番こう、数字として捉えやすいかなと、現状として。現状は今、大体
7 パーセント、10 パーセントですよ。それが、これからみんな上がっていきます。そう
すると11年度ぐらいには何パーセントぐらいになっております。そうすると、そういうの
で心構えをしておいてくださいと。で、それ以降は、14年度以降は、基金が使えないので、
そこからは大体、安定したパーセントになるだろうというところのご説明いただけると、こ
れからの、町民の皆様にもご説明がしやすいので、そういった内容でご答弁いただければと
思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 税率につきましては、今、移行期間ということなんですけれども、来年度、令和8年度末に、11年からの標準税率というのが県のほうから示されます。今の段階でこう、税率について、何パーセントぐらいでというの、ちょっと言いにくいんですけれども、来年度末、令和8年度末に示される税率が11年度から始まるということです。その時点ではある程度の見通しはお話しできるのかなというふうには思っております。

なんともこう、先ほどのその医療費指数が上がってしまったりしますと、ここの納付金の部分が本当に増えてしまったりするので、今の時点でそのパーセンテージをこう、大体これぐらいというの、非常に難しいんですが、そうですね、6ページ目の、保険税試算結果の比較表を見ていただきますと、先ほど説明はしませんでしたけれども、標準と書いてあるのが、今、現時点での県の標準税率になってございます。これが、全体で言うならば11.8パーセント、医療支援分であると約9.5パーセント、介護分であればそれをプラスしてというような状況になっております。その下の所要額というのが、県に納付金を納める金額を集めるのに必要な税率となっておりまして、そこが12.5というところなんですけれども、おそらく、このあたりで、今後は推移はしていくのかなというふうには想定はされますけれども、なんでしょう、ここで、これでいきますという数字もこう、言いにくい状況ではあります。徐々には、やはりその統一に向けてはどうしても、上がってはいくというのはご理解をいただくうえで、ただ、先ほど説明しましたとおり、当初はまあ、今お支払いいただいている保険税よりも1.5倍程度になるのではないかという想定ではありましたが、それよりは低い状況で推移はしているということです。14年度までのシミュレーションができればなんですけれども、3ページに載せて見ていただくのが、只見町の今、現状としてのシミュレーションでは、令和11年度で町の算定の保険料としては一人当たりが12万9,950円程度ではないかというのが、今の現状のシミュレーションです。ですので、今回、お願いしております税率ですと、6ページ戻りますけれども一人当たりですと11万5,848円となっておりますので、若干上昇はしていくと。基金を入れなければ、既にこのシミュレーションとほぼほぼ同じ額にはなっていくので、基金を計画的に使うことで、皆さんの上昇率の幅を少しずつこう、なだらかにしていこうというような状況でございます。上手に、その税率が大体、所得の何パーセントというのはちょっとお示ししにくいなんですけれども、そういう状況であることをご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 4 番、菅家忠君。

3 回目です。

○4 番（菅家 忠君） 大変理解が深まりました。

マックスの部分、税率のところがある程度見えましてので、町民の方にもご説明ができるかなと思います。

今ほどのようなご答弁ですと、ある程度のその、令和14年の税率が少し見えにくいというところの事情も承知しましたので、平均で800万円ほど毎年入れると、という認識でおりますので、どこが急激な年になるかというのがまだ見えないということでしたので、マックス毎年800万円と。で、その年の状況に応じて流動的に基金をうまく使って激変にならないようにやっていくという方針だということも理解ができましたので、大変納得ができる説明であったかなと思います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8 番、山岸国夫君、反対討論ですか。

○8 番（山岸国夫君） 反対です。

○議長（佐藤孝義君） 反対討論から発言を許可いたします。

○8 番（山岸国夫君） この国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これに反対の討論をいたします。

この大元は、やっぱり国が社会保障費の削減。これに大元があって、そして全国知事会、全国市長会も毎年1兆円規模の国民健康保険税への国がお金を出すこと、このことを求めています。

問題は国がこの会計にお金を出さない。そしてまた、医療費を削減するために広域化という下で進めていると。この広域化が何をもちたかは後期高齢者医療制度。これが町独自で

進めていましたが、福島県全体となって、保険料は導入された直後から激変緩和も含めてやりましたけども、相当な値上がりになって、国の進めている、いわゆる受益者負担、国が社会福祉にお金を出すんじゃなくて、町民がお金を出しなさいという、この国の制度のあり方、ここに根本の問題があるというふうに私は思ってます。

ですから、この３年間、国民健康保険税の条例で所得割や平等割、均等割含めて、町のほうも頑張って値上げをしないできた。そこは賛同の意を表したいと思いますが、しかし、ここにきて、先ほども言いましたように、今、町民の中では相当なやっぱり物価高で苦しんでいる。そういう下でのやはり、世帯数で７００世帯ですけど、しかし、そういう下でも私は町民に大きな負担を強いる中身になってく。で、町民の最後の防波堤となっているのは町です。町がやはり、地方自治法の中でも位置づけられている町民の福祉と暮らしを守る。その点からいつての役割という点から言っても、非常にここは大事な役目だろうというふうに思います。

確かに、この県の指標や、今後の推移見れば、こういう提案せざるを得ないのもわかります。しかし、私はこの今の情勢の中で町民にさらなる負担を強いるというこの条例については反対の立場を貫きますので。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成者の討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ないですね。

それでは採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第３８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

賛成者はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数であります。

よって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 39 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 11、議案第 39 号 只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第 39 号 只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例でございます。

只見町水道事業及び農業集落排水事業の運営審議会条例、平成 8 年条例第 11 号の一部でございますが、まず第 3 条第 2 項第 1 号中、学識経験者を有識者に改めるものをお願いするものでございます。

併せまして、第 7 条中、農林建設課を町民生活課に改めるものでございます。

こちら第 3 条につきまして、第 2 項の中で審議会の委員を定めてございます。

現在、(1) 1 号としまして、学識経験者になってございまして、2 号・3 号につきましては、それぞれ水道の利用者と集落排水の利用者となっております。今般、学識経験者につきまして、改正の中で有識者として改めまして、関連する水道事業の皆様の広く意見を賜りたいということで学識経験者のほうを有識者のほうに改めさせていただく提案でございます。

併せまして、第 7 条ということで、庶務のほうなんです、審議会の庶務、現在、農林建設課となっておりますけれども、組織機構ございまして町民生活課のほうで所管をしておりますので改めさせていただきたいと思っております。こちらの改正についてのお願いでございます。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 39 号 只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 12、議案第 40 号 只見町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○町民生活課長（目黒康弘君） 議案第 40 号 只見町消防団条例の一部を改正する条例でございます。

今般、二つございます。

まずは消防団員の定数の改訂のお願いでございます。

今ほどお配りしました第 40 号資料のほうをご覧いただきたいと思います。

現行、第 5 条のほうで、団員の定数は 350 名と規定されてございます。

今般、３２０名として３０名減の定数の改訂をお願いするものでございます。

こちらの３５０名の定数につきましては、令和２年、失礼しました、平成２年に改訂されたものでございます。当時の平成２年の人口は約６，１００人でございました。現在３，４００人といった中で、団員、４月１日現在でございますけども、３０４名となっております。定数に対しまして充足率８６．９パーセントとなっております。今般の町長の説明の中にもございましたが、定数によりまして公務災害補償、それから退団の際の退職金の負担金、そういったものが払われてございますので、団員の定数を改めさせていただいて、３０４名に対して３２０の定員ということで改めさせていただくものでございます。勿論、ギリギリというわけではなく、消防団というのは非常に大事な組織でございますので、１６名、定員に対して現行と差がございますけども、そういった部分に関しましては引き続き、団の募集ということで努めさせていただくということで、まずは現在の定数を３２０ということでお願いしたいものでございます。３２０になりますと、改定によりまして９５パーセントの充足率ということになります。

それから二つ目でございます。

団員の報酬の改訂でございます。

消防庁の長官通知がございまして、消防団の年額の標準額が３万６，５００円ということで定められたことがございました。そういった点もありまして、団員の報酬、現行につきましては資料の新旧対照表の２ページをご覧くださいと思います。

２ページの中ほどから別表２ということで改正の内容につきまして、こちらのほうに新旧ということで左側が新しくなるところでございます。改正につきましては、団長・副団長につきましては現行と同じ額となります。併せまして、以下につきましては、今回の改訂、団員が改訂されたことによりまして、それぞれ、その中で郡内の平均等も併せまして、改定の報酬をそれぞれさせていただくものでございます。

次の３ページ目の最下段になりますけども、団員３万６，５００円ということで、右側が改訂前でございますが、２万５，０００円となっておりますものを３万６，５００円に改めさせていただきまして、以下、それぞれの役職に応じて内容を平均で鑑みまして算出をさせていただいた額となっております。

なお、下の別表４ということで、右側に班長、年手当１万２，０００円というのがございました。班長の部分については機関員手当とは別に年棒のほうで、とは分けて支給をさせて

いただきましたが、今回は年報酬に含める形で班長の分を報酬ということで改定をさせていただきましたので、手当のほうを除いた形で改正をさせていただいております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、角田誠君。

○2 番（角田 誠君） 団員報酬の改訂についてお伺いします。

やはり、私、団長・副団長、やはり一番大変だと、大変な立場にあると思っております。この、現在、4 名の方、団長・副団長含めて 4 名の方いらっしゃると思いますけど、これ、改定をされない、上げないという理由についてお伺いしたかもしれませんが、もう一度お伺いできればと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今回の改訂につきましては消防団の中でも協議をさせていただいております。その協議の中で、団長と副団長についてはそのまま、現行のままでというようなことで協議内容がございましたので、その結果をもちまして条例のほうはそういった形で改定は据え置くということで、お話があったということで伺っております。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2 番（角田 誠君） 答弁いただきました。

私、危惧しているのは、この団長は今、町に 1 名、副団長が 3 名、明和・朝日・只見に副団長が 1 名ずついらっしゃいますけども、副団長に次に上がる方というのは大体、分団長もしくは分団長経験者が副団長に上がって、3 名のうちの 1 名が団長に任命されるということでもありますけども、これ、消防団というのは基本的にボランティアファイヤーファイターと英語で言いまして、ボランティアの一種だと私も感じているところなんですけども、報酬の面で副団長に上がっても今現在改訂されて、分団長からで 2 万円しか報酬が上がらないのかと。これだけで決定されるわけではないかと思うんですけども、やはり、一番大変だと思われる団長、あと副団長、こちらのほうの年収も上げてみてはいかがかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） お答えをさせていただきたいと思います。

まずもって今回の改正につきましては、消防団のほうで協議をさせていただいた中身となつてございます。勿論、そういった意見もございました。と思われませんが、また改めまして、今後、そういった部分も含めまして協議については継続をさせていただきますし、まずは一旦、こちらのほうで団員の報酬を改訂をさせていただいて、それに併せて直すというようなことで今回は提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9 番、矢沢明伸君。

○9 番（矢沢明伸君） この議案についての、特に異論を申し上げるものではございませんが、ただ今、報酬について、団長・副団長、幹部の方の報酬が上がってないのは、という部分は2 番議員のほうから質問がありましたので割愛いたしますが、そのほかの分団長以下、団員までの金額、近隣の市町村ですと、もう既に3 万6, 5 0 0 円に、もう既に上がっているような状況が見受けられますが、今まで、先ほど総務省からの通達という話もありましたが、何故ってという話もあれなんです、その辺の事情をちょっと教えてください。

それからもう一つは、定数の関係です。先ほど人口減、それから団員の、本当に消防団員、勧誘、苦慮しておられます。うちの集落でも移住された方、5 0 歳過ぎの方を入れてくださいということで実際入られたような状況で、本当に団員の確保に苦勞されております。

そういう中で3 2 0 人というのは、本当、しょうがないかなと思うんですが、この、いわゆる有事の災害、火災等防災を担う消防団員について、だいぶ減ってきておるわけです。それについての何かお考え等ありましたら伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） まず報酬の関係でございます。報酬の関係、団のほうとも協議をさせていただいた部分もございますし、勿論、町のほうでも財政的な部分の協議もさせていただきました。

時間かかったというところでは、かと思えます。そちらのほうで、今回提案をさせていただいて、本年度から改訂をさせていただくということで、させていただきたいということで、消防団のほうにもお話をさせていただいて、今回提案をするということでやとなりましたので、そういった経過がありました。若干、早い・遅いというのは町村によってあったかも

しませんが、今回提案をさせていただくということで、しっかり協議も整ったというところでご理解をいただければと思います。

それからあの、団の定数が削減しているということで、実際、人口減少でなかなか、消防団の確保についても苦労しているところでございます。本当にその辺りについては、また消防団のほうの幹部の皆様とも協議をさせていただきながら、なるべく減らないような形、また、新しい人を入れていくというようなことで、そういった地道なものしかありませんが、引き続き、有事の際、大事な組織でございますので、そういった活動を増やすというところについては引き続き努めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 報酬については本当、今回改訂になって良かったなと思います。

それから、団員の定数、それから、人が減ったことによる対応というんですか、一つ提案なんです、近隣の町村、金山町、それから南会津町では退職された団員が、機能別消防団員という形で今、それぞれの町村で対応されております。金山町では、350の定員の中で実際は、250人の定員の中で、350人ですか。それで、ちょっと数字あれなんです、実際の現役団員が150人くらいしかおられないそうです。そのほか機能別消防団員という方がいる、退職されて、そういう登録されて、90名ほどいらっしゃるそうです。南会津町でも結構、やっぱり機能別消防団員という形で、いわゆるOBの方が、初期の消火の、例えばポンプ小屋からいつでも、団員が駆け付ける前に準備しておくとか、初期消火の対応にあたるとか、いわゆる応援的な部分で対応しているというような事例があります。今回、団員が定数が減るのはやむを得ない部分であります、やはり、全体の中でやはり、日常の、そういう有事の際に、地域にいる方が応援できるような体制というのが広域（聴き取り不能）というのが一つ、実際にやられているところありますので、その辺を是非、消防団の中でも研究、議論されて、実際は70歳とか、私も過ぎちゃいますけども、地域の中で応援できる方もいらっしゃると思います。現役代は本当に仕事されて、なかなか地域におられる方少ないです、そういう面も含めて、有事の際の地域で応援できる体制を、そういうものに求めていくというか、そういう部分で是非、今後検討されたいなと思います。今日はその議論の場でありませんので、提案ですが、ご意見です。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第４０号 只見町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

（午後４時３９分）

